

〔論 説〕

信託の類型化の意味

— 民事信託・商事信託・その他の信託 —

姜 雪蓮

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 類型を考える上で必要なこと
- 3 商事信託の原理は何か
 - (1) ラングバインの見解 (ディール・ギフト論)
 - (2) 契約としての信託
 - (ア) その基本的内容
 - (イ) 信託の成立段階の契約的説明
 - (ウ) 信託の効果の契約的説明
 - (エ) 「契約としての信託」と商事信託
 - (3) ラングバインの考える「商事信託 (commercial trusts)」
 - (ア) ラングバイン論文の狙い
 - (イ) 商事信託の基準は何か
 - (ウ) 商事信託の具体例・商事信託から除外される具体例
 - (エ) 分析から言えることは何か
 - (4) 民事信託と商事信託という類型論の意味について
- 4 ビジネス・トラストおよびスタチュトリー・トラスト
 - (1) 前史およびU S T E Aの経緯
 - (2) デラウェアのビジネス・トラスト法 (スタチュトリー・トラスト法)
 - (ア) 概要
 - (イ) 設定および適用範囲
 - (ウ) 法的な性質
 - (エ) 受託者・受益者の権利・義務・責任
 - (オ) 一般信託法の適用可能性・信託のマネージメントとその柔軟性

- (3) 統一モデル法 (USTEA) の制定
 - (ア) 制定の目的
 - (イ) スタチュトリー・トラストの基本構造
 - (a) 独立の法主体 (separate entity) としての信託
 - (b) スタチュトリー・トラストの法律関係
 - (c) 受益者の地位 (受益権は誰に対する権利か)
 - (d) 信託財産に対する権利
 - (e) 受託者の注意義務・忠実義務の基準
 - (f) その他：信託の対外的取引ルール
 - (ウ) スタチュトリー・トラストの適用範囲
 - (エ) スタチュトリー・トラストと商事信託の関係
- 5 まとめ——信託の類型化の視点・類型論の意味について

1 はじめに

本稿は、最近の中国において信託類型論の議論（商事信託論の提唱）が活発化しているという背景のもとで、信託の類型化の視点、類型論の持つ意味、特に、その法的理論的および立法論的な意味を考えるものである。しかし、この問題は、中国に限った問題ではなく、何らかの意味で信託法制度を有する国（中国、日本、アメリカなど）において共通する問題である（ただし、具体的な制度を構築する場合には、各国で対処すべき問題が同じではないので、信託の類型化の持つ意味も同じではない）。本項の議論も、中国法を材料として用いることはあるが、ただし中国法そのものを論じるものではない。より一般的な信託法理のレベルで論じるものである。とはいえ、中国においてなぜ信託類型の問題が議論されているのか、その背景を説明しておく必要があるのでここで簡単に触れておく。

中国の信託法は、世界各国の信託法を調査した後、2001年に単行法とし

て制定された¹⁾。当時は、すでに信託投資会社と呼ばれる投資会社はあったが、信託法が制定される以前のことであり、法制度としての信託を使っていたわけではなかった。これら信託投資会社は、1990年代のアジア金融危機の中でデフォルト・倒産などに陥り、これらの金融会社の監督庁（銀監会）は信託投資会社の再編を進める中で、将来の信託業を視野に入れ、その法的な基礎となる信託法を制定することにした²⁾。このような経緯からできた信託法なので、金銭の信託ないし投資信託を念頭においたものではあったが、法的には信託の一般的法理を定めることを目的としていた。中国信託法3条は「委託者、受託者、受益者（以下、これらを信託当事者と呼ぶ）が中華人民共和国内で行う民事、営業、公益信託の活動については、本法を適用する。」と規定し、このことを明確にしている。すなわち、信託法は、民事信託、営業信託、公益信託を対象とする一般的信託法理を規定しているのである（3条）。

しかし、ここに来て、信託類型論、特に、民事信託と商事信託の関係、もっとはっきり言えば商事信託を提唱する議論が増えてきたのは、1つには、民法・商法の統一法としての中国「民法典」が整備される中で（民法典の中に「運送契約」「倉庫契約」「ファイナンス・リース」などが規定されている）、「商法総則」が必要であるという議論が商法学者の一部から主張され³⁾、それに呼応するかのように、信託においても「商事信託」が必要だという議論が主張されたことである。もう1つは、ラングバインの商事信託（commercial

1) 李飛「中国信託法の経緯と今後」信託212号23頁（2002年）。同氏は、中国全人代常務委員会法制工作委员会研究室主任として、立法に際して、アメリカ、ケベック、日本などの各国の信託法の調査および法案準備に携わった。その他、中国信託法については、同じく法制工作委员会副主任の卜耀武『中華人民共和國信託法釈義』（法律出版社、2002年）、政法大学の趙廉慧『信託法釈義論』（中国法制出版社、2015年）が信頼できる。

2) 楼建波「中華人民共和國における信託法および信託業についての概観」信託法研究40号17頁（2015年）。

3) 趙万一「民商合一体制下商法独立的可能性及実現路径」法学雑誌2021年第7期、1頁。

trust) の議論⁴⁾ やアメリカのビジネス・トラストの議論⁵⁾ の影響である (これらの議論が商事信託の議論ないしその法理とどのように関係するかについては後で分析する)。さらに、信託法を有する他の諸国でも、「商事信託 (commercial trust)」に着目する議論が登場するようになり、伝統的な信託法理への影響も見られる (スコットランド⁶⁾ の法律委員会報告書、2014 年)。日本においても、神田教授によって 2006 年の信託法の制定の前も、後も、商事信託法の必要性が主張されており⁷⁾、こうした影響もある。

こうした流れの中で、改めて民事信託、商事信託、その他の信託の諸類型の意味について検討する必要性が生じていると考える。しかし、あらかじめ本稿の結論を先取りして言えば、本稿は、商事信託という考え方が、信託法理の発展にとって一定の意味を持つと考えるが、商事信託という類型を切り分けることの難しさ、さらには、商事信託の特徴として挙げられるものの中には異なる性質のものが混在しており、商事信託の議論をするためにはこれらの問題について明確にしておく必要がある、という立場である。本稿の狙いは、商事信託の法理を主張することよりも、その議論が適切に行われるた

4) ラングバインの後掲注 9 で挙げる 2 つの論文に依拠している。しかし、ラングバインの主張を正確に理解することなく、その表面的な部分を取り入れようとしている。

5) 李宇『商業信託法』(法律出版社、2021 年) がアメリカのビジネス・トラストを詳細に議論し、それに依拠した商事信託法の構想を提示する。

6) スコットランド法律委員会の報告書については、Scottish Law Commission, Report on Trust Law, Chapter 3 (2014) で商事信託 (commercial trusts) を取り上げている。

7) 信託法制定前においては、商事信託の 4 類型を提示した神田秀樹「商事信託法講義 (1)」信託 214 号 41 頁以下 (2003 年) 参照。信託法制定後には、神田秀樹「信託の将来と法の役割」信託 262 号 6 頁以下 (2015 年) などがある。後者では、商事信託の法理も取り込んだ日本の 2006 年の信託法についての評価にも言及しつつ、商事信託法理の必要性を主張している。神田教授の商事信託法論について分析・評価するものとして、後藤元「商事信託法研究の歴史と展望」(シンポジウム「信託法制定 100 年」報告) 信託法研究 46 号 33 頁以下 (2022)。なお、本稿は、日本で主張されている商事信託法論ないし商事信託の類型論 (たとえば神田教授の 4 類型) について具体的に検討するものではない。商事信託をめぐるより抽象的なレベルの議論をするものである。

めの問題点の整備をすることにある。

2 類型を考える上で必要なこと

商事信託法理を考え、それを商事信託という種類の信託に適用するためには、幾つかの前提作業が必要である。①第1に、「商事信託の原理」は何か明らかにすることが必要である。②第2に、民事信託と商事信託を区別するのであれば、その区別する具体的な基準は何かが明確にされる必要があるが、それは何かである。仮に商事信託にだけ適用される法理があるとすると、それが適用される対象と適用されない対象とが区別できなければならない。「商事信託と民事信託の線引き」(商事信託の領域確定)の問題である。たとえば、個人が賃貸用不動産を信託し、その収益を内容とする受益権を自分と配偶者に帰属させ、自分と配偶者の死後は子に収益受益権および元本受益権を帰属させるような信託は、典型的な民事信託のようでもあるが、受託者が行う信託事務として不動産賃貸業務が含まれることになるので、その部分のウェイトが大きくなると(その不動産がショッピング・センターだったらどうか)、はたして商事信託なのか民事信託なのか判断が難しい。しかし、商事信託にだけ妥当する法理があるとすると、線引き問題は解決する必要がある。③第3に、仮に、商事信託の領域が確定できるとすると、次に、「商事信託の法理の具体的内容」(法理のレベルで民事信託とどこが違うか)の検討が必要となる。忠実義務・利益相反行為規制の在り方(対象とする行為の範囲、任意規定か否か、反証の許容性)、受託者の権限違反行為の効力・取消可能性、受託者の個人責任の有無、受益者の地位、信託の破産、多数受益権の場合の法理、信託の分割・併合など、多数の問題がある。

なお、本稿は、主に上記の①②を検討するものであり、③具体的な商事信託の法理の中身については、①②を議論する必要性から言及することはあるが、あまり深入りしない。ただ、2点ほど注意を要する。1つは、商事信託

を念頭においた信託法理が固まったとしても、その規律が民事信託を含めた信託一般の法理とするのがふさわしいという場合があることである（たとえば、受託者の権限違反の行為の扱い方に関する日本の信託法 27 条は、取引が活発に行われる商事信託にふさわしい法理であるが、民事信託においても状況は同じだとされた）。2つ目は、②商事信託の範囲と③商事信託法理の中身は相関的な関係があることである。たとえば、商事信託を投資信託のような運用・投資目的の信託に限定した場合にふさわしい商事信託法理と、信託財産の単なる保管・管理までを商事信託としてとらえた場合にふさわしい商事信託法理は、同じではない可能性がある。こうしたこともあり、③商事信託法理のあるべき具体的内容は本稿では議論し尽くせない。これが本稿が①②の問題に重点を置く理由である。

3 商事信託の原理は何か

(1) ラングバインの見解（ディール・ギフト論）

まずは、商事信託の考え方に大きな影響を与えたラングバインの見解を検討することにしよう⁸⁾。ラングバインの見解には、大きく分けて2つの主張がある。1つは、信託は契約（trust as contract）であるという主張である。「信託法の契約的基礎」という1995年の論文（これを「第1論文」と呼ぶ）で主張された見解である⁹⁾。もう1つが、「信託法の秘密の生活—商事における信託の利用」という1997年の論文（これを「第2論文」と呼ぶ）で論じられた、信託の中には伝統的な個人的な信託（conventional private trust）

8) 商事信託の代表的な提唱者である神田教授がラングバインの「ギフトとディール」をその根拠の1つとしていることについては、神田「信託の将来と法の役割」信託 262 号 11 頁参照。

9) John H.Langbein, The Contractarian Basis of the Law of Trusts, 105 Yale L.J. 625 (1995). 本文中または後注で「第1論文」として引用する。

のほかに商事信託 (commercial trust) があるという主張である¹⁰⁾。両者は、ラングバインの中で密接な関係があるが、どのような関係にあるかを理解する必要がある。論文が発表された順番に従って見ていくことにしよう。

(2) 契約としての信託

(ア) その基本的内容

第1論文「信託法の契約的基礎」の冒頭で、ラングバインはその基本的な考え方を次のように述べている。「実のところ、信託はディールであり、信託財産がどのように管理=マネージメント¹¹⁾され、分配されるべきかについてのバーゲンである (In truth, the trust is a deal, a bargain about how the trust assets are to be managed and distributed.)」と述べている (第1論

10) John H.Langbein, The Secret Life of the Trust: The Trust as an Instrument of Commerce, 107 Yale L.J. 165 (1997). 本文または後注で「第2論文」として引用する。

11) ここでは、managementが幅広い概念であることを示すために、これを「管理=マネージメント」と訳した。すなわち、「管理」と訳すと、「投資・運用」を含まない狭い意味に解される恐れがあるが、ラングバインのマネージメントという概念は幅広い概念だからである。その中には、単なる「管理」しかない場合もあれば、「運用・投資」まで含む場合もある。ラングバインは、信託財産の単純な保管・管理はマネージメントではないという意味には使っていない。そのことは、ラングバインが弁護士による顧客金預かりも「管理=マネージメント」と理解していることから明らかである (第2論文176頁)。ただ、ラングバインは、「運用・投資」まで含めた意味での「マネージメント」が現代型の信託に特徴であり、これを「マネージメント型の信託 (management trust)」として強調しているのである。第1論文の後半の637頁以下の「マネージメント」は、信託財産が不動産から金融資産へとシフトし、その場合の、往々にして専門的によって行われる「管理・運用・投資」という意味で使われている。John H. Langbein, Rise of the Management Trust, 143 Trusts and Estates 52 (2004) も、この点を現代の信託の特徴として強調する。なお、伝統的には、「信託の管理 (administration of the trust)」という概念が使われるが (Scott, Abridgement of the Law of Trusts, § 163 以下、Chapter 7 の表題 など)、これも信託財産をどのように管理等するかと関連はするが、受託者の権利・義務・責任などの問題を含めた、より広く信託全般についての管理の意味で使われることが多い (Scott, § 163A)。

文 627 頁)。

この主張は、商事信託の特徴を述べようとしたものではない。むしろ、「無償の財産移転」を内容とする伝統的な信託、家族信託についての主張なのである(第1論文 630 頁)。伝統的な家族間における財産の移転を目的とする信託は、英米法では「財産の処分」と理解されており、それゆえ、「信託は契約ではない」と理解されてきた¹²⁾。このような伝統的な信託の理解に対して、信託も当事者間の取引についての合意に基づくことを理由に、ラングバインは「信託は契約である」と主張したのである。

ラングバインの「契約としての信託」論は、2つの場面で強調される(第1論文 650 頁)。第1は、信託成立の場面であり、この場面におけるバーゲンによる合意(consensual formation)は、信託の契約的性質を特徴づけるとする。第2は、信託の内容を当事者間で自由に決められる任意性である(party autonomy)。信託の内容ないし効果の側面ともいえる。

(イ) 信託の成立段階の契約的説明

信託の成立段階でのディール、バーゲン(交渉・合意性)は、伝統的な信託法理と異なって、信託が契約であることを示している。このようなラングバインの主張は、信託も委託者と受託者の契約で成立することを認める大陸法系の信託法制度のもとでは、当然のことであり、目新しいわけではない(信託成立に信託財産の移転を必要とするか否か、信託を要物契約と見るか否かの点を別にして)。もっとも、ラングバインの「契約としての信託」論は、もう少し射程が広い。遺言信託の場合も、信託の契約的性質は同じように存在するというからである(第1論文 636 頁)。すなわち、遺言信託の場合も、受託者となるべき者として指定された者あるいは受託者として裁判所によって選任された者は、信託の内容を検討して、それを引き受けるかどうかを決

12) Restatement of Trust, 2nd, § 197, comment.b 及び § 13, § 14 が信託と契約の違いを説明している。

断するので、その意味では、遺言信託においても委託者と受託者の間でバーゲン（取引交渉）があることになる。そのようなバーゲンによって成立した遺言信託は、同じく契約的な信託なのである。このように、ラングバインは「契約」を広く、機能的にとらえる。受託者の信託引受けという自発的行為によって信託が成立する以上、信託は自己信託は別として、全て契約的性質があることになる。これは商事信託か民事信託かという話とは関係がない（商事信託はもちろん契約的である）。

（ウ）信託の効果の契約的説明

信託設定後の段階ないし信託の効果のレベルでは、ラングバインの「契約としての信託」という主張は、次のような意味を持つ。

第1に、受託者の信認義務などは、契約上の義務と同様に考えることになる。従って、信託法で善管注意義務や忠実義務などが定められていても、それはデフォルト・ルールでしかなく、委託者と受託者間の合意で変更できる（第1論文629頁,650頁）。もっとも、信託は契約というラングバインの理論からは、信託法においてなぜ「忠実義務」のような厳格な義務がデフォルト・ルールとして認められているのかは十分説明できない（不完全契約から説明するイースターブルックの立場に依拠しているようである¹³⁾。信託＝契約理論から導けるのは、その義務の根拠が合意にあり、従って、委託者と受託者の合意でこれを変更できるということだけである。受託者の信認義務違反の効果も、ラングバインの立場からすると、契約違反の場合と同じように考えるのであろう。しかし、この点は詳しくは扱われていない¹⁴⁾。

13) Langbein, supra note 9, 第1論文 655頁以下。忠実義務の形成の経緯については、姜雪蓮『信託法における忠実義務の展開と発展』203頁（信山社、2014年）。忠実義務という概念とその表現が定着する以前においては、保険契約の分野で使われていた「最高誠実義務（utmost good faith）」を借用して受託者の義務としていたことについては、210頁以下参照。

14) イギリスの信託法において、受託者の義務違反を理由とする損害賠償責任の性質につ

第2に、信託の効果も基本的に合意の内容として説明することになるが、契約法理では導けない効果が信託には認められており、これを「契約としての信託」でどのように説明するかという問題がある。たとえば、受託者の義務はエクイティ上の義務なので、契約法理では認められない特定履行請求が可能であるが、これはどう説明するのか。この点について、ラングバインは、契約法理の発展により、これら信託特有の効果を契約法理で説明することは困難でなくなっているとする。たとえば、契約上の義務については特定履行の請求ができないというのが伝統的な契約法理（コモンロー法理）であったが、現在ではこのような制約は緩和され、エクイティによる特定履行請求と変わらなくなっているという。以上のほかにも、信託では受益者は、信託財産が受託者の無権限処分で流出した場合に、善意有償取得者法理で切断されるまでは信託財産を追及できるのが原則であるが（トレーシングの法理）、これはどうか。ラングバインは、受益者には債権があるに過ぎないと見ても（受益権は債権という立場）、第三者の債権侵害として受益権の保護を説明できるので、信託特有の法理である必要はないという（第1論文647-648頁）。しかし、英米法では第三者による債権侵害を理由とする損害賠償は認められているが¹⁵⁾、信託財産の追及効（第三者に対する受益権の主張）は契約法理だけでは説明は困難であるから、ラングバインのこの点の主張には無理がある。伝統的信託法理論の代表者スコットが契約と信託の違いとして強調するのもトレーシングであり¹⁶⁾、ラングバインは、この問題に正面から答えていない。但し、大陸法系の信託では受託者に信託財産の所有権があり、受益者は受託者に対する債権しかないという立場が有力であるが、この立場からは

いて、これを信託特有の責任と見るか、契約違反の責任と同じと見るかについて争いがあることについては、能見善久「信託違反の救済手段について（全体像）」*トラスト未来フォーラム研究叢書『イギリス信託法の分析と示唆』* 49頁以下参照（2022年）。

15) 吉田邦彦『債権侵害論再考』155頁以下（有斐閣、1991年）。

16) Austin Scott, *The Nature of the Rights of the Cestui Que Trust*, 17 COLUM. L. REV. 269, 270 (1917).

スコットの物権的受益権による説明とは異なる説明が必要となる¹⁷⁾。

第3に、受託者破産の場合の信託財産の倒産隔離についても、ラングバインは、倒産隔離は信託特有の問題ではなく、契約でも可能であるという（第1論文667頁以下）¹⁸⁾。その例として、保険会社の顧客分別アカウントを挙げる。しかし、やはり信託の倒産隔離を契約だけで説明するのは無理と考えて、信託を契約で説明することは信託固有の財産的側面が存在することを無視するわけではないという説明をしている。いずれにせよ、ラングバインの説明は、契約で信託が成立することを認める日本や中国の信託において特に不十分である。ここでの倒産隔離の問題は、信託財産が受託者名義の財産なのに、受託者破産時にその破産財団に組み入れられないことをどう説明するかということが課題だからである。信託が契約で成立し、契約的な内容を持つか否かとは関係ない。信託に認められる効果、特に倒産隔離は、信託を契約ないし当事者間の合意だけで説明しようとするると困難に直面することになる¹⁹⁾。ラングバインは、この点については十分な説明をしていない。

(エ)「契約としての信託」と商事信託

以上見てきたように、信託は契約であるとする議論は、商事信託の主張とは直接関連しない。正確に言えば、ラングバインは、商事信託は「ディール」型であり、そこに契約的性質があることは自明であるが、これに対して「ギフト」型（受益権を無償で取得するという意味）の民事信託は、伝統的には契約と説明されてこなかったが、「ギフト」型の民事信託（遺言信託も含めて）においても、実質的には「ディール」が存在し、契約的性質を有すると主張

17) 姜雪蓮「受益権の法的性質——『信託の構造』との関係で」学習院大学大学院法学研究科法学論集28号140頁以下（2021年）で、大陸法系の信託法のもとでどのような説明が可能かを検討している。

18) Langbein, supra note 9, 第1論文667頁。なお、ラングバインは商事信託を論じる第2論文179頁では、倒産隔離の効果を重要な信託の特徴として取り上げている。

19) 姜、前掲注17「受益権の性質」140頁以下。

することに主眼がある。従って、ラングバインの「契約として信託」観は、民事信託・商事信託を含めた全ての信託（公益信託はいろいろな制約があるので、考察から除外されているが）をディールとバーゲンに基づく契約的な信託であるにとらえることになる。ディール・バーゲン性（契約性）は全ての信託に共通の特徴であり、商事信託だけの特徴ではないことになる。

このような「契約としての信託」の考え方は、民事信託、営業信託（ないし商事信託）、公益信託を包括する信託の観念を有する中国や日本の信託法においては、少なくとも、契約で成立する生前信託に関しては、違和感なく受け入れることができる。しかし、「契約的」ということの意味次第であるが、遺言信託は法的には契約ではないので、これを「契約的」と説明するのは難しい。また、ラングバインが除外した公益信託に関しても、委託者と受託者の合意で成立する点は契約的であるといえるが、公益信託の内容については、公益性の要請から委託者と受託者の合意で決められる範囲には制限がある。

以上のような理解が正しいとすると、契約的性質を有する全ての信託の中で、商事信託はどのように位置付けられるのか、商事信託のメルクマール（判断基準）は何かが改めて問題となる。「ディール」と「ギフト」の違いからは、商事信託の特徴をとらえることができないからである。この点については、ラングバインは次の第2論文で取り組むことになる。

（3）ラングバインの考える「商事信託（commercial trusts）」

（ア）ラングバイン論文の狙い

ラングバインは、第2論文「信託法の秘密の生活—商事における信託の利用」（1997年）において、商事的な分野における信託の利用について論じた。この論文の目的は、第1に、アメリカの信託が多くは「商事信託」であることを指摘し、リステイメントにまとめられている伝統的な信託法理がラングバインの言う「商事信託」を対象外としていることを非難し、第2に、商事信託の特徴がどこにあるかを明らかにすることにある。それぞれについて

見て行こう。

第1は、商事の信託が世の中で多数用いられているのに、商事信託を除外する伝統的な信託法理は不適當であるという主張（リステイメント批判）である。そして、商事信託をも対象とした信託法理を考えるべきだ主張する点である。これが中国における「商事信託法理」の主張する者たちの大きな支えとなっている。しかし、2点ほど注意する必要がある。

1つは、ラングバインのリステイメント批判は、リステイメントの立場を正しくとらえた上での批判ではないことである。第2次信託法リステイメントの第1条は確かに伝統的な信託（ラングバインの言うギフト的信託）を中心に考えているが、いわゆる「商事的な信託」を排除しているわけではない。1条のコメントbは次のように述べている。「ビジネスを遂行するために信託を用いる場合は、本リステイメントの対象ではない。信託に適用される多くの規律はビジネス・トラスト（business trust）にも適用されるが、適用されない規律も多くあり、ビジネス・トラストにだけ適用される規律もあるからである。ビジネス・トラストは、事業を行う団体（business association）の特殊類型であり、事業を行うその他の団体との関連で扱うのが適当だからである。」²⁰⁾。ここに明らかにされているように、リステイメントが除外したのは、いわゆる「ビジネス・トラスト」であり、「商事的な信託」の全てではない（第3次リステイメントも同じ立場だが、その扱う信託法理は集団投資スキームを対象外としている。これに対して、ボガートは、信託によって事業を行う場合も含め、全ての信託類型を対象とした信託法理を考えている²¹⁾）。実際、リステイメントの中には、信託会社や銀行

20) Restatement of Trusts, 2nd, §1, comment b

21) Restatement of Trusts, 3rd, §1 comment b (2003) は、ビジネス・トラスト、集団投資信託、担保目的の信託は、それぞれ会社法・団体法、投資会社法、モーゲージ法理の適用ないし適用を受けるので純粋な信託法理とは言えないという理由でリステイメントの対象から除外している。これに対して、年金信託は、リステイメントの対象とする（§ 2 comment a.）。George Bogert, Law of Trusts, 5th ed. § 118 (1973) は、信託で

などの法人受託者 (corporate trustee) となる事例はいたるところに登場し (78 条 : 忠実義務、227 条 : 投資権限の説明など)、年金信託の例も登場する (但し、1974 年に ERISA 法が制定された後は、ERISA 法が適用されるが、同法は年金の場合にリステイトメントを具体化したものと理解されている)。また、リステイトメントが投資を目的とする信託を想定していることは、投資権限 (227 条) や、後にポートフォリオ投資を前提とするプルーフ・インヴェスター・ルールが補足されたことから明らかである。こうした「商事的な信託」は、リステイトメントの信託法理の対象範囲内である。リステイトメントは、ビジネス・トラストや一定の集団投資スキームなどを対象外とするものの、それ以外の事業や取引を行う信託は対象に含め、広く一般的な適用範囲を有する信託法理をまとめたものであると言えるであろう。

もう 1 つの注意点は、ラングバインは、商事的な信託も対象として信託の一般法理を考えるべきことを主張しているのであって、信託一般の法理と区別された商事信託特有の規律を取り出して、それを独立の信託法理として確立することを考えているわけではないことである。第 2 論文の中でも、信託義務に関して、伝統的な信託法理が発展させてきた信託義務は、商事的な信託を含めた全ての信託に適切な法理であるという主張をしている (第 2 論文 182 頁以下)。ラングバインは、その後、2004 年の論文 (Questioning the Trust Law Duty of Loyalty: Sole Interest or Best Interest?) で忠実義務について、伝統的信託法理である「受益者利益専念原則 (sole interest rule)」から「受益者利益最大原則 (best interest rule)」にとって代わられるべきこと主張した²²⁾。それを支えたのは、商事で使われる信託における実務の動向や会社における取締役の忠実義務の変化 (フェア・ディーニング・ルール)

事業を行う場合を含めて信託法理を考えている。事業を遂行する信託というだけで、特別の信託法理が適用されるという立場ではない。

22) John H. Langbein, Questioning the Trust Law Duty of Loyalty: Sole Interest or Best Interest? 114 Yale Law J.929 (2004).

があったが、ラングバインの主張はこれを商事信託の法理として提案することではなく、信託一般の法理として主張するものであることは、この論文の全体の趣旨から明らかである(もっとも、ラングバインも関与した UTC § 802 は、おそらくラングバインの希望に反して、「受益者利益専念原則」を維持し、自己取引型の利益相反行為については、受益者等の承認等がない限り取消可能とした)。商事信託も念頭においた信託一般法理という考え方は、十分に商事信託を念頭においた規定を整備していない中国信託法にとっては意味がある。これに対して、日本の信託法(2006年)は、商事信託をも十分に視野に入れて規定を整備している。その意味では、商事信託という視点から常に一般信託法理を検証することは重要であるが、商事信託法理は2006年の信託法によって大方その役割を果たしたと言えるのではないか。なお議論がありうるとすると、アメリカに見られるような会社ないし法人に近づけたビジネス・トラストないしスタチュトリー・トラストの導入の要否であるが、これは、後述するように(4以下で検討する)、商事信託か否かとはレベルの異なる問題であり、商事信託の法理とは別に議論した方がよいであろう。

(イ) 商事信託の基準は何か

ラングバインは、抽象的な定義としては、「贈与的な財産移転(donative transfer)」と対比して、「バーゲンによる交換を実行するための信託」を「商事信託(commercial trust)」と定義する(A word of definition: When I speak of a commercial trust, I refer to a trust that implements bargained-for exchange, in contrast to a donative transfer.)(第2論文167頁)。しかし、この定義だけでは、「商事信託」と「民事信託」の区別の基準は必ずしも明確ではない。

第1に、この基準と「契約としての信託」論との関係が明確でない。「契約としての信託」の議論では、伝統的な信託、無償の財産移転の典型である家族信託なども、「契約」ないし「ディール」として説明できると主張して

いたが、この意味での「契約」ないし「ディール」は、全ての信託をカバーするものであるから、商事信託の基準にはならないことは明らかであろう。そうすると、全てが「契約」ないし「ディール」である信託の中で、商事信託と民事信託を区別するのは何か。ラングバインによれば、それが「交換的バーゲン (bargained-for exchange)」ということになりそうである。

第2に、では何が「交換的バーゲン」なのか。この点も明確ではない。「交換的バーゲン」はいろいろなレベルで考えられるからである。たとえば、①受益権を取得についての「交換」性を考えるのか。すなわち、委託者が自己の財産を受託者に移転し、代わりに委託者自身が受益権を取得することが「交換的」なのか。これだと、自益信託は全て「交換的」だということになる。委託者の財産を単に保管・管理するための自益信託も「交換的」である。他益信託で、委託者以外の受益者が無償で受益権を取得する場合だけが「交換的」でないということになるのであろうか。あるいは、②委託者ないし受益者が受託者から受けるサービス（それが単なる財産管理であれ、運用・投資であれ）に対して「報酬」を支払うことが「交換的」なのか。これだと、資産承継を主目的とした家族信託であっても、受託者が「報酬」を得て受託する場合には「交換的」となり、無報酬の場合は「交換的」でないことになる。①②のいずれの基準も、信託事務として何を行うか、その信託事務の内容が「商事的」か否かを考慮しない基準である。しかし、①②のような基準で商事信託の範囲を画定することは不適當であろう。ラングバインは、こうした点について、どう考えているのであろうか。ラングバインがあげる具体例の中から、その基準を探ってみよう。

(ウ) 商事信託の具体例・商事信託から除外される具体例

まず、商事信託から除外されるものとして、公益信託がある。公益信託でも、受託者は通常は信託報酬を得て、信託財産の管理・運用・投資を行い（安全な資産への投資を行っていることが多い）、かつ、公益目的への支出など

の信託事務（サービス）を行うが、ラングバインは、公益信託は無償の財産移転であるとして、「交換的バーゲン」を要素とする商事信託から除外する。従って、ここでは受託者の行う信託事務の性質を考慮することなく、信託利益の享受（社会が受益者）が無償であることが商事信託でないことの理由となっている。この場合には、信託事務の内容が何であれ、また、受託者が報酬を得るか否かに関係なく、商事信託ではないということになるのであろうか。しかし、無償の他益信託でも、受託者は信託財産を使って事業（例えば、ホテル経営をする）をするという場合には、商事信託とみるのが適当な場合もある。また、逆に、自益信託は全て受益権の有償取得と考えて商事信託であるとするのも適当でないことは上述したとおりである（上述（b））。受益権取得が有償か無償かは、商事信託性の有無を判断する1つの要素にはなるかもしれないが、これだけで判断するのは適当ではないであろう。

また、担保目的の信託も、商事信託から除外される。担保目的の信託は、不動産金融の一種であり、債務者（委託者）が、債権者の債権を担保するために不動産を第三者（受託者）に信託で移転するものである。この場合の受託者は、モーゲッジの場合と同様に、何ら積極的には信託財産の管理＝マネージメントの事務を行わず（占有は債務者にとどまる場合を考えている）、単に担保不動産の名義人となるに過ぎないので（債務不履行になると不動産を処分する）、このような信託は商事信託ではないという。この場合には、受益者である債権者は信託によって発生する担保的利益を受けているが、それは債務者（委託者）にローンを供与したことの結果であるから、そこには「交換」的要素がありそうである。しかし、ここでは受託者の信託事務の性質（管理＝マネージメントをしていない）から商事信託性が否定されるということである。以上の2つの例だけでは明らかでないが、商事信託とされるためには、①信託の目的・性質が管理＝マネージメントであることが必要とされているようであるが、②受益権取得が無償でないことも考慮されるということであろうか（①②両者の関係はなお不明である。①②両方が必要なのか、一

方でよいのか、相関的に判断されるのか)。

次に、商事信託とされる具体例を見よう。まず、年金信託が商事信託の代表例として挙げられている (The species of commercial trust that is perhaps best understood in its relation to the personal trust is the pension trust) (ラングバインは、これを商事信託の「カテゴリー A」として挙げる。第2論文 168 頁)。商事信託の代表とされる理由は明らかでないが、年金信託財産の管理=マネージメントが重要なウェイトを占めていることが商事信託性を肯定する理由だと思われる (ここでの管理=マネージメントは、年金資産の運用投資の部分もあるが、年金受給者に適切に給付する事務も負担の大きい管理業務だという意味が込められている)。ただし、商事信託の中でも年金信託は、伝統的信託に近く、エリサ法の諸規定も、リステイトメントとほとんど同じであるとも述べている。年金信託が伝統的な信託に近いのは、年金が元従業員だけでなく、その死亡後に配偶者にも給付されるので、その部分が無償の財産移転であることが理由であるとも述べている (第2論文 169 頁)。年金信託は商事信託と無償贈与的な伝統信託のハイブリッドであるという。

次に重要な商事信託として、投資信託 (investment trusts) を挙げる (「カテゴリー B」。第2論文 170 頁以下)。ミューチュアル・ファンド、不動産投資信託 (REIT)、資産流動化信託などがあげられる。これらに商事信託性があることには異論がないせいも、これらの投資信託のどこが商事信託とされる要素なのかについては説明はない。これらは自益信託であり、無償の財産移転という要素はないが、それよりも受託者が行う信託事務の性質 (投資) を考慮しているのであろう。

社債の担保を管理する担保付社債信託も商事信託の典型例とされている (「カテゴリー C」。第2論文 173 頁)。ここでは受託者の事務は信託財産の運用・投資ではなく、担保の管理である。ただ、社債の担保であるから、その管理と言っても金融に関する専門的知識が必要であり、これも商事信託の指

標である管理＝マネージメントにあたると見ている。

商事信託の4つ目の「カテゴリーD」として、各種の法律が要求している資金の保管・管理のための信託を挙げている（第2論文174頁）。たとえば、環境法制によって、将来必要となるクリーンアップ・コストの積み立が命じられている場合に、その積立金を信託で保管・管理するのがその例である。原子力発電を行う電力会社が将来の廃炉費用の積み立てを命じられている場合も同様である。ここでは受託者は、信託財産である積立金を保全・管理することが主目的であり、投資によって増やすことはしない。しかし、「管理＝マネージメント」があるので、ラングバインは商事信託であるとする。信託財産の保全・管理を目的とする信託という意味では、弁護士による顧客預かり金の信託も、商事信託であるとされる（第2論文176頁）。裁判で損害賠償責任を認められた被告が多数の被害者に対する損害賠償のための原資を信託する場合（remedial trusts とか settlement trust と呼ばれる）も、賠償原資の保管・管理を目的とするものであるが、「管理＝マネージメント」があるから商事信託とされる（「カテゴリーE」。第2論文177頁）。

（エ）分析から言えることは何か

まず言えることは、ラングバインの考える商事信託はかなり広いということである。ラングバインは、「管理＝マネージメント」を商事信託の重要な要素と考えており、バーゲンによって「管理＝マネージメント」が行われる信託が商事信託となるとしている。そして、その「管理＝マネージメント」の中には、信託財産の投資・運用の場合だけでなく、信託財産の単なる保管・管理も含まれるという意味で極めて広い。ただし、信託財産が受託者名義になっていることを利用するだけの名目的管理の場合は除くということであろう（モーゲージ類似の担保目的の信託）。このような基準からすると、エステイト・プランニングや撤回可能信託などでも、委託者（兼当初受益者）が他人を受託者として信託財産を積極的に管理させている場合には、ラングバ

インの考える「管理＝マネージメント」があり、商事信託とされそうである（自己信託や委託者に指図権がある場合は除かれるかもしれない）。

このように、ほとんどのアクティブな信託は何等かの意味での「管理＝マネージメント」があるので、ラングバインの商事信託の基準は、商事信託と民事信託を区別し、商事信託にだけ妥当する法理を考え、それを商事信託にだけ適用するという目的にとっては実用的でないであろう。しかし、そもそもラングバインの目指していたのは、商事信託特有の法理を抽出し、それを民事信託から区別された商事信託にだけ適用することではなかった。その目的は、社会で使われている多くの信託がラングバインの言う「商事信託」（受託者によるアクティブな「管理＝マネージメント」のある信託）であることを示すことであった。そして、伝統的な信託を含めて、信託が契約的であり、交換的バーゲンの要素を有していることを示すことだったのである。それが第1論文のもともとの目的であり、第2論文もその延長線上の議論であったと言えるであろう。

（4）民事信託と商事信託という類型論の意味について

ラングバインの議論は、信託法理を考えるにあたって商事信託に着目することの重要性を指摘するものではあったが、商事信託独自の法理を明らかにし、民事信託と区別された商事信託独自の領域を画するというものではなかった。しかし、その議論の中に商事信託と民事信託の区別の基準となりうる幾つかの考え方も示されていたので、これらを検証しておこう。

第1に、バーゲンかギフトかの基準である。ラングバインの中心的主張であるが、契約によって成立する信託は、ラングバインによれば、全てバーゲンであるから、これは商事信託と民事信託の区別の基準にはならない。ラングバインもこの基準で商事信託と民事信託の区別をしようとは考えていない。

第2に、有償・無償の基準について。これはいろいろな意味に使われるが、

ここでは受益権取得が有償か無償かの意味で考えると、自益信託は全て有償であり、他益信託はその受益者が受益権取得について対価を支払っていない場合は無償となる。この意味での有償性を商事信託の基準とすると、委託者が生前は自分を受益者とし、死亡後は子を受託者とする、典型的な遺言代用生前信託は、少なくとも、委託者生存中の信託は自益信託であるから、有償であり、この部分は商事信託だということになる。委託者死亡後の受益者に対する関係では無償＝民事信託となり、商事信託と民事信託の複合型ということになるのであろうか。この基準も民事信託と商事信託の区別としては使うのは難しい。

第3に、同じく有償・無償の基準であるが、受託者が信託事務を報酬をとって行うか、無報酬で行うかの意味で有償・無償を考えることができる（有償委任・無償委任の場合とパラレル）。しかし、この意味での無償・有償も、民事信託・商事信託には対応しない。民事信託でも受託者の報酬を定めることは可能だからである。

第4に、信託事務の中身が「商事的」か否か。商事信託と民事信託の区別の基準を考えるとすると、これしかないであろう²³⁾。しかし、信託事務の中身・性質で「商事性」を判断するとしても、どのような信託事務が「商事的」なのか。その基準を定めることは極めて難しい。ラングバインの主張するような、「管理＝マネージメント」を行う信託は商事信託だとすると、一般に民事信託だと考えられている遺言代用生前信託も、委託者の生前は受託者が「管理＝マネージメント」を行なっている場合は（賃貸不動産の管理など）、商事信託ということになろう。アメリカの撤回可能信託において、委託者（兼

23) 神田、前掲注7「商事信託法講義(1)」41頁以下が、商事信託か否かは信託として何を行っているかによって区別すべきだと述べている点には賛同できるが、そこから預金型、運用型、転換型、事業型の4類型が必然的に導かれるのか、この4類型に商事性を示すどのような共通の指標があるのか、明らかでない。また、神田説は、ラングバインが考える「管理＝マネージメント」を商事信託の指標とするという考え方とは異なるであろう。

受益者)が自分で信託財産を管理していたり、受託者が管理していても、委託者の指図に従って管理しているような消極的な管理しかしていない場合が除かれるに過ぎない。

そこで、もう少し商事信託の範囲を限定する主張としては、投資目的の信託、資産流動化目的の信託、受益権流動化目的の信託など、その信託事務の中身が「商事的」と言えそうなものから商事信託の要素を抽出することが考えられる。これは方向性としては間違っていないが、このように受託者の活動(信託事務の性質)から商事信託の限界を定めようとしても、明確な基準を求めることはなお困難であろう。この基準の難しさは、商事と民事の区別の一般的な難しさだけでなく(たとえば、売買においても、「商人」概念を用いないと商事売買と民事売買を区別することは困難である。商法524条は「商人間の売買」について特則を定める)、次のような問題もある。

第1に、1つの信託の中でも、商事的な部分と民事的な部分が混在している信託があることである。遺言代用生前信託もそうである。管理する財産の中に、賃貸用不動産と居住用不動産があると、前者は商事的ということが不可能ではないとしても、居住用不動産の管理は商事的とは言えないであろう。信託財産毎に信託を設定することは不可能ではないが、煩雑で、現実的でない。1つの信託の中に、信託財産毎に商事信託と民事信託を区別するのも、法律関係に不確定要素が生じ、信託の利用を妨げることになる。

第2に、より大きな視点としては、信託の多様化の中で、商事と民事という区別が適当ではなくなっているということがある。いわゆる社会福祉型の信託といわれるものは、民事か商事という枠で考えるのは適当ではないのではないか。いずれの点についても、最後のまとめのところでもう1度考えたい。

以上のように、民事と商事の区分が簡単でない状況のもとで、別の視点からの対応が考えられる。

1つは、民事も商事にも対応できるような柔軟な信託法理を構築すること

である。特に、商事信託を念頭においた信託法理への対応が十分でない中国の信託法にとっては、商事信託の法理を取り込んだ信託法理の構築が考えられる。たとえば、忠実義務の規定にしても、任意規定化すれば、民事信託も商事信託もどちらも対応できる。ただ、デフォルト・ルールとしてどのあたりを規定するかが問題となるに過ぎない（ノー・コンフリクト・ルールをデフォルトとするか、フェア・ディーリングをデフォルトとするか、など）。

もう1つは、アメリカのビジネス・トラスト＝スタチュトリー・トラストの方向である。信託自体に法主体性を認めて、事業を行いやすい信託制度を考えることである（法人型信託ないし会社型信託）。それによって一部の商事信託についての受け皿になると考えられる。もっとも、商事信託の全てが法人型・会社型信託に向いているわけではなく、向いていないものもあろう。信託に法主体性を与えることが適しているか否かは、商事信託か民事信託かとは異なる視点からの考慮が必要である。そこで、このような法人型信託を考えると、どのような信託をその対象とするかという問題が生じる。これを特定のタイプの信託にのみ認めると、ここでもその境界線の問題が生じることになる。一般の信託と法人型信託でどちらが有利といったことは単純には言えないが（誰にとって有利か、信託運営・税など、何に関して有利か、いろいろな視点がある）、いずれにせよ境界線を引くと、こうした制度を使える信託と使えない信託が生じることになるが、それが適当かどうかは慎重な考慮が必要である。どのようなタイプの信託でも信託設定者が希望すればこれを選択できるとするのが望ましいと思うが、その場合でも一般信託と法人型・会社型信託で異なる信託法理が重層的に存在することが適当かどうかは慎重に判断されるべきである。こうした問題点を踏まえ、次に、法人型信託・会社型信託の議論（ビジネス・トラスト）が豊富なアメリカの状況を見ることにしよう。

4 ビジネス・トラストおよびスタチュトリー・トラスト

(1) 前史および USTEA の経緯

アメリカの幾つかの州には信託の特殊類型としてビジネス・トラスト (business trust) というものがある²⁴⁾。その中には、州の「一般信託法に基づいて設定されるビジネス・トラスト」(これはコモンロー・ビジネス・トラスト (common-law business trust) と呼ばれる²⁵⁾) と州のビジネス・トラストに関する「制定法に基づいて設定されるビジネス・トラスト」がある。後者は、制定法の定めるファイリングなどの手続きによって初めて信託が成立する意味において、「制定法によって設定される信託 (statutory trust)」である。もっとも、各州の法律の内容はさまざまであり、一般信託法に基づいているのとあまり異ならないものから、一般信託法では導けない特別の規律 (たとえば、信託財産の法主体性の承認) を設けているものまで (デラウェア州のビジネス・トラスト法が代表例)、いろいろある。

しかし、コモンロー・ビジネス・トラストは一般信託法の法理に依拠しているために、事業や取引を活発に行うビジネス・トラストにとっては必ずしも適切な規律が構築されておらず、制定法によるビジネス・トラストも、州によってバラつきがある。このような意味で、ビジネス・トラストの法律関

24) 木内清章『商事信託の組織と法理』(信山社、2014年)を参照。

25) コモンローとエクイティの対立の中で、信託をエクイティの制度として理解すると、コモンロー・トラストという表現は奇異な感じがするが、アメリカではエクイティも判例法によって形成された法体系と言う意味では「コモンロー」の一部をなす。これがコモンロー・トラストである。州の多くは信託に関する制定法を有するが(統一信託法典を取り入れたところもある)、これも判例法が基礎になっているので、コモンロー・トラストを形成する。これに対して、判例法が基礎というよりは、制定法によって作り出されたトラストがスタチュトリー・トラスト(こなれた訳ではないが「制定法信託」ということができる)である。

係は必ずしも安定的でなかった。このような状況では、会社や有限責任組合などと比較しながら企業形態を選択する事業者にとっては、その内容が不安定であるというだけでビジネス・トラストを敬遠することになる。これは事業者にとっても不利益である。

そこで、信託を用いる事業形態であるビジネス・トラストの法律関係を明確にすることを目的に、州法統一委員会は、2003年から作業を開始し、2009年に Uniform Statutory Trust Entity Act（以下では、「統一モデル法 USTEPA」と略称する）を作成した。これは、信託で事業を行うビジネス・トラストに独立の法主体性を認めるデラウェア州などの立法（1988年の Delaware Business Trust Act、2002年に Delaware Statutory Trust Act と改称）などを参考に、各州で採用されるために作成された統一モデル法である。

（2）デラウェアのビジネス・トラスト法（スタチュトリー・トラスト法）

（ア）概要

統一モデル法を議論する際に、比較の対象とされることが多いデラウェア州の1988年のビジネス・トラスト法（以下では、DBTAと略称することがある）を簡単に見ておくことにする（1988年制定時の規定は、66 Del.Laws. c.279 §1を参照）²⁶⁾。なお、同法は、2002年に名称が Delaware Statutory Trust Act と改正されたが（73 Del.Laws. c.329）（DSTAと略称することがある）、内容的には1988年法と変更がなく、単に、この法律で制定される信託を、1988年法では「ビジネス・トラスト」と呼んでいたのを、2002年法では「スタチュトリー・トラスト」と呼ぶことにしただけである。その改正理由は、連邦破産法が「ビジネス・トラスト」を「コーポレーション」とし

26) 同法の概要を知るには、Wendell Fenton & Eric A. Mazie, Delaware Statutory Trusts, in: Balotti & Finkelstein, The Delaware Law of Corporations & Business Organizations, Ch.19 (2019) を参照。

て扱い、破産法の適用対象としていたが、デラウェアのビジネス・トラストは他州と比べてもその適用範囲が広く、必ずしも破産法の倒産手続きにふさわしくないビジネス・トラストもあったので、名前を「スタチュトリー・トラスト」とすることで、連邦破産法が当然に適用されることを避ける狙いがあったと言われる²⁷⁾。

(イ) 設定および適用範囲

デラウェアのスタチュトリー・トラストの設定は、当事者間の信託が合意された後、その「信託の証書 (certificate of trust)」をファイリング (登録) することで「スタチュトリー・トラスト」として効力を生じる (§ 3801 (g) (2)、現 § 3801 (i) (2)²⁸⁾)。「信託の証書」とは、委託者が信託設定のために作成する「信託設定証書 (trust instrument)」(信託設定合意 (trust agreement) または信託宣言 (declaration of trust)) とは異なり、信託が設定されたことを受託者が証明する文書である。従って、ファイリングは受託者がする。「信託設定証書」は通常は長文の文書であるが、「信託の証書」は、信託の名称、受託者の氏名・住所、信託発効がファイリングよりも後の日である場合はその発行日、その他受託者が記載したい事項からなる簡単な文書である (§ 3810)。なお、このほかに「統括文書 (governing instrument)」という用語が法律では使われているが、これは、信託設定証書のほか、信託に関する内容を定めた付属文書を含み、これらの中で定めを設ければ、強行規定に反しない限り自由にビジネス・トラストの内容を定めることができる。

27) 2002年の改正法 73 Del Laws.c.329 第2条は、DBTA § 3801 (g) の定義規定も若干変更し、2002年の法改正以前において「ビジネス・トラスト」という名称を使っても、連邦破産法上の「ビジネス・トラスト」であることの推定を受けないという文言を追加した。

28) デラウェア法は頻繁に改正されているが、正確さと参照の便宜を考え、原則として、当該条文の成立時の条文番号を表示し、その条文番号が2022年12月31日時点で変更されている場合には、現在の最新規定を「現 § ○○」として表示した。

スタチュトリー・トラストとしてファイリングできる信託には制限はなく、①「信託財産を保管、経営、管理、コントロール、投資、再投資、運営 (property is or will be held, managed, administered, controlled, invested, reinvested and/or operated)」「(「管理等」と呼ぶことにする)するか、または、②「事業または営利の職業的活動を行う (business or professional activities for profit are carried on)」「(「事業等」とよぶ)ことを目的とするものであればよいとしている (§ 3801 (g) (1))、現 § 3801 (i) (1))。条文の文言では、①「管理等」と②「事業等」は、「又は (or)」で結ばれており、従って、「事業等」をしないで「管理等」をしているだけの信託でもよい²⁹⁾。しかも、「管理等」の中には、単なる「保管」される場合 (held) も含まれる。従って、デラウェアのビジネス・トラスト (スタチュトリー・トラスト) は、投資目的などのいわゆる商事信託には限定されない³⁰⁾。このような趣旨を明確にするために、2006年の改正で、「スタチュトリー・トラストの定義」を定める § 3801 (g) に次の文言が追加された (75 Del.Laws.c.418)。すなわち、「合法的なビジネスまたは活動を遂行する信託であれば、利益を追及するものであれ、しないものであれ、何でもよい」。また、「財産の名義を保持するだけの信託、単にカストディをするだけの信託でもよい」とされた (A statutory trust may be organized to carry on any lawful business or activity, whether or not conducted for profit, and/or for any of the purposes referred to in clause (1) of this subsection (including, without limitation, for the purpose of holding or otherwise taking title to property,

29) この点、ほぼ同様の条文を有するヴァージニア州のビジネス・トラスト法では、「財産の管理等」と「ビジネス遂行等」を明確に分けており、両者ともビジネス・トラストとして許容されることで、商事信託だけでなく民事信託も広く含まれることが明らかである。Code of Virginia, Title 13.1, Chapter 14 Virginia Business Trust Act, Article 1. General Provisions. § 13.1-1201. Definitionsを参照。メリーランドの1999年のビジネス・トラスト法も同様。

30) 木内・前掲注 (24) 66頁も同旨と思われるが、明確でない。

whether in an active or custodial capacity) . (§ 3801 (g)、2022年時点の現行規定は § 3801 (i))。他の州のビジネス・トラスト法の中には、ビジネスや商事的な活動をするを要件とするところもあるが、デラウェアのビジネス・トラスト法は、意識的にそのような制限を排除したのである³¹⁾。

もっとも、実際にはデラウェアのスタチュトリー・トラストも事業を行う目的で使われることが多いであろう。特に、資産流動化のために使われることが多いようである。どのような使われ方をされているかの統計資料は発見できなかったが、事業を行う組織体としてビジネス・トラストがどの程度使われているかについては、州の統計がある。新規登録件数からすると、全ての事業体総数の1～2%というところである。

Delaware Division of Corporations: 2021 Annual Report による 事業体の統計 (累積)

	2019年	2020年	2021年
LLCs	1,035,872	1,109,736	1,292,911
Corporations	325,174	336,270	370,404
LPs/LLPs	109,176	117,430	137,188
Statutory Trusts	22,736	23,829	25,547
各種事業体の合計	1,492,985	1,587,265	1,825,050

新規の設立数は2020年では、72.3% LLCs (180,376)、6.2% LPs/LLPs (15,348)、20.7% Corporations (51,747)、0.8% Statutory Trust (1,956) となっている。

(ウ) 法的な性質

スタチュトリー・トラスト (2002年以前のDBTAのビジネス・トラストと同じである) は受託者によって管理＝マネージされる「法人格なき団体 (unincorporated association)」であるとされている (§ 3801 (g)、現 § 3801 (i))。もともとビジネス・トラストは信託を使った組織であり、信託そのも

31) Fenton & Mazie, supra note 26, § 19.1, § 19.2を参照。スタチュトリー・トラストを一定の範囲の信託に限定すると、当該信託が適格かどうかの判断を経なければならず、事業者にとって不安定さをもたらすので適当でないという理由を挙げている。

のには法人格がないから、そのことを意識した表現であろう。しかし、1988年の当初のデラウェア・ビジネス・トラスト法（DBTA）から、ファイリングをした「ビジネス・トラスト」は「独立法主体（separate legal entity）」であると規定していた（§ 3801 (a)で「ビジネス・トラスト」を定義、現 § 3801 (i) に相当）。これに対応して、信託自体が裁判では当事者となること（§ 3804）、信託債権者は信託財産に対する強制執行ができること（§ 3804）、受益者は会社株主と同じ範囲でしか責任を負わないことなどが規定されていた（§ 3803）。これに対して、受託者が個人的責任を負わないことについては当初のDBTAの中には規定がなく、一般信託法に委ねられていたが、その後、1990年の改正で明文で否定された（§ 3903 (b)）。以上のような規定は登録された「ビジネス・トラスト」に実質的に法人格を認めるのと同じ扱いをすることを狙ったものと言えるであろう。しかし、他方で、ビジネス・トラスト（2002年DSTAではスタチュトリー・トラスト）を「法人格なき団体（unincorporated association）」と定義しているので（この点は一貫して変わらない。当初 § 3801 (a)、現 § 3801 (i)、その法的性格は曖昧である。要するに、デラウェアのビジネス・トラスト（2002年以前）およびスタチュトリー・トラスト（2002年以後）の「法主体性」については、はっきりと法人格があるとまでは断言せず、独立性を認めるという立場と思われるが³²⁾、明確でない。なお、1988年の当初の法律は、「人（person）」についての定義があり（§ 3801 (d)）、「人」は、「自然人、組合、会社など」としているが、「コモンロー・トラスト」には言及していなかった。しかし、その後の改正で、「コモンロー・トラスト」を「人」に含めた（ここでの「人」は大陸法的な権利主体としての「人」とは意味が異なる）。その結果、「コモンロー・トラスト」も「ビジネス・トラスト（スタチュトリー・トラスト）」も「人」ではあるが、「独立法主体性」は、後者にのみ認められることになっ

32) 木内・前掲注24、61頁も同じ理解である。

た。「エンティティ」概念にせよ、「人」概念にせよ、他の法律の適用もにらんだ政策的な配慮があるようである。なお、統一モデル法は、コモンロー・トラストは「人」には含めず、ビジネス・トラストないしスタチュトリー・トラストを「独立法主体 (entity)」とした上で (USTEA § 102 (20))、「人」に該当するとしている (§ 102 (10))。この方が明解である。

(エ) 受託者・受益者の権利・義務・責任

デラウェアのスタチュトリー・トラストの重要な特徴は、信託債務についての受託者の対外的個人的責任の否定と、受益者の対外的責任の否定である (現 § 3803 (a))。

前者は、すでに多くの州の一般信託法で否定していたので (例) カリフォルニア州の信託法など)、ビジネス・トラストにとって適切な規律であるが、別段目新しいものではない。デラウェアの1988年の当初のビジネス・トラスト法では、前述のように、受託者の個人責任否定の規定はなく、一般信託法の法理に委ね、その後の改正でこれを明記した。もっとも、否定されるのは対外的責任であり、信認義務などによるスタチュトリー・トラストまたは受益者に対する責任は別である。なお、受益者からの責任追及は代表訴訟 (§ 3816) 又は直接請求によっておこなわれる (両者の関係については *Debussy LLC v. Deutsche Bank AG*, USDC New York, 29. 3. 2006, Lexis 16432)。

これに対して、受益者の対外的責任はビジネスを遂行する信託にとっては悩みの種であった。それはこういうことである。そもそも、一般の信託 (コモンロー・トラスト) では、信託の運営は受託者が行うものであり、これに関与しない受益者は、信託の対外的債務について責任を負わない。ところが、ビジネス・トラストでは、受益者 (兼委託者) が信託の運営に積極的に関与することがあり、判例はそのような受益者は代理関係において代理人を指図する「本人」と同じであるとして、受益者の対外的責任を肯定するようになっ

た³³⁾。しかし、ビジネス・トラストは、その柔軟性から受益者等による指図等の信託運営への関与を認めるけれども、信託債務については会社株主と同様の有限責任を認めてほしいという要望があり（虫のよい要望のようにも思えるが）、デラウェアのビジネス・トラスト法は、これを認めることにしたのである（§ 3803 (a)）。こうして、受託者および受益者の個人的責任が否定され、信託自体の責任が肯定されることで、信託は実質的には法人と同様に独立性が認められることになる。このことを受けて、本法は、スタチュトリー・トラスト自身が裁判の当事者となること、信託財産が信託債権者の差押え・強制執行の対象となることを規定する（§ 3804）。

受益者 (beneficial owner) は、①信託の財産に対して不可分の受益権を有するが (a beneficial owner shall have an undivided beneficial interest in the property of the statutory trust) (§ 3805 (a))、②この権利は「人的財産権 personal property」(債権) であり (§ 3805 (c))、③「受益者の債権者」は信託財産に直接かかっていく権利を有しない (§ 3805 (b))。なお、学説では、①の原則と、②③とは矛盾していると評するものがある³⁴⁾。

(オ) 一般信託法の適用可能性・信託の柔軟性・信託のマネージメント

その他の点で重要なのは、第1に、一般信託法理の適用可能性についてである。明文で、ビジネス・トラスト法に規定がない問題に関しては、州の一般信託法が適用されるとする (§ 3809)。本法には、受託者の忠実義務や注意義務、受託者の権限違反の取引行為の効力などについては規定がないので、一般信託法が適用されることになる(しかし、統括文書で変更可能)。この点、統一モデル法 (USTEA) と異なる。

第2に、信託の柔軟性の考え方が及んでいるという意味では、スタチュトリー・トラストの構造、受託者・受益者の地位、信託のマネージメントの仕組みなど、全ての分野で統括文書に記載すれば、原則としてこれらの内容を

33) Fenton & Mazie, supra note 26, § 19.3.

34) Fenton & Mazie, supra note 26, § 19.4.

自由に決められる（現 § 3806 (b)）。§ 3806 はマネージメントに関して広範な柔軟性を認めており、このことが事業者がデラウェアのスタチュトリー・トラストを選択する最大の理由となっている（1988年当初は簡単な規定であったが、その後の改正でいろいろな問題について自由が認められることが明らかにされてきた）。たとえば、受託者の責任（注意義務、忠実義務）については、法律に規定がないので、一般信託法が適用されるが、統括文書でその拡張・縮減を自由に定めることが可能である。但し、誠実原則（good faith）に反する行為を免責することはできない（§ 3806 (c)）。受益者に関しても、統括文書によって、受益権の複層化など、その内容を自由に定めることができる（§ 3806 (b)）。また、受益者その他の者に指図権を与え、信託のマネージメントへの関与することも認められるが、その指図権のゆえに、指図権者が受託者として扱われることにはならない（§ 3806 (a)、第2・3文、1994年追加）。しかし、指図権者がスタチュトリー・トラストまたは受益者に対する関係で信認義務を負うことはある。ただし、統括文書で定めればその責任を制限することができる（§ 3806 (a) 第4文、1988年追加）。

本法の柔軟性は、法がデフォルトで与える信託の「独立法主体性（separate legal entity）」を放棄すること（opt out）も統括文書によって可能としている（2016年の改正。現 § 3801 (i)、現 § 3810 (a) (2)）「独立法主体性」が否定されると、受託者の個人責任などが復活するのかどうかなど明らかでない点があるが、いずれにせよファイリングされた信託としての効力が認められ、他の法律における適用関係において意味があると言われている。

（3）統一モデル法（USTEA）の制定

（ア）制定の目的

制定の背景ないし理由はいろいろある³⁵⁾。

35) UNIFORM STATUTORY TRUST ENTITY ACT (2009) (Last Amended 2013), with prefatory notes and comments. これら理由については、特に序文 (prefatory

第1に、各州でバラバラに発展しているビジネス・トラストの法理を統一することである（ハーモナイゼーション）。一般信託法に基づくコモンロー・ビジネス・トラストのほか、制定法によるビジネス・トラストを有する州もあるが、内容がバラバラであり、ビジネスに使われる法理としては統一することが望ましいということである。

第2に、ビジネス・トラストの法理を統一するとして、どのように統一するかである。コモンロー・トラストの法理とどこが異なるのか具体的に明らかにすることが必要である。これが統一モデル法の最大の狙いである。その中心的な内容は、信託に「独立の法主体性 separate entity」を認めるということである。統一モデル法の名称を議論のすえ、Uniform Statutory Trust Act でも、Uniform Business Trust Act でもなく、Uniform Statutory Trust Entity Act としたことは、この点を重視したことの表れである（USTEA § 101 のコメント参照）。デラウェアのビジネス・トラストも実質的には信託に「法主体性」を認める立場なのであるが、その意味が必ずしも明確でなかった。統一モデル法は、この点を明確にすることに最大の狙いがあった。スタチュトリー・トラストに「法主体性」が認められ（§ 302）、対外的債務については信託自体が債務者であるとされ（§ 304 (a)）、受託者の個人責任が否定され、また受益者の対外的責任が制限される（§ 304 (a)）。また、スタチュトリー・トラストが対外的取引を頻繁に行うことを考慮して、第三者と取引する場合のルールなども、コモンロー・トラストとは異なるものを定めることを狙っている。もっとも、これらのうち、どこまでが信託の独立法主体性と必然的な関連があるのかは議論がありうる。たとえば、受託者の個人責任（固有財産による責任）の否定などは、すでにアメリカの多くの州で事業信託と関係なく、コモンロー・トラストそのものに認められているからである。

notes) を参照。

第3に、必ずしも明示的に述べられていないが、信託に関しては、コモンロー・トラストの一般信託法（これによるビジネス・トラストも含む）、UTC（UTCが州法として採択された場合）、事業信託などに適用されるビジネス・トラスト法（制定法）など、信託法理が重層的に存在するので、それらの適用関係を明確にしておく必要があったということもある。この点について、統一モデル法（USTEA）は、州のコモンロー・トラスト法に基づいて設立される信託には手を付けない。一般信託法に基づいて設定される無償財産移転目的の信託、民事信託、商事信託、ビジネス・トラストなど、いずれも従来どおり許容される。これが第1層となるコモンロー・トラストの世界である（UTCを採用した州では、UTCがコモンロー・トラストの内容をなすことになる）。この上に、いわば第2層として登録されることで成立するスタチュトリー・トラストが乗ることになる。すでにビジネス・トラストの特別法を有するところでは、統一モデル法を採用すれば、その中に吸収・統合されることになろう。統一モデル法は、スタチュトリー・トラストの許容される範囲を「主に無償財産移転の目的（predominantly donative purpose）」以外の全てとしている（§ 303）。換言すれば、「独立法主体性」が認められるのは、この範囲の信託に限られ、「主に無償財産移転の目的」の信託には認められない³⁶⁾。しかし、何が「主に無償財産移転の目的」の信託なのか。統一モデル法の序文では、エステイト・プランニングで使われる信託を挙げている³⁷⁾。以上の重層的関係は次のようになるであろう。

36) 年金信託にも適用可能と考えられているが、ERISA法が適用される年金信託については、連邦法である同法によって完結しており、州法（州法としての信託法）の適用が排除されている。従って、ERISAで手当てをしない限り、スタチュトリー・トラストもERISA法が適用される年金信託には適用されないであろう。ERISA法の適用を受けなかつてもであれば、スタチュトリー・トラストで年金信託を設立・運営することは可能であろう。

37) USTEA, *supra* note 34, prefatory note および § 303 のコメント。除外の理由として、エステイト・プランニングなどの「無償財産移転の目的」の信託には、永久権禁止原則

X	統一スタチュトリー・トラスト・エンティティ法 USTEA		
X	X	メリーランド 2010 年法	X
デラウェア・ビジネス・トラスト法 DBTA/DSTA (州の制定法)			?
コモンロー・トラスト			
無償財産移転目的	民事信託	商事信託	公益信託

(イ) スタチュトリー・トラストの基本構造

(a) 独立法主体性 (separate legal entity) のある信託

本法に従って成立するスタチュトリー・トラストは、「法主体 (entity)」となる (§ 102 (20) の定義)。「法主体 (entity)」概念は定義されていないが³⁸⁾、§ 302 は、「スタチュトリー・トラストは、受託者および受益者から区別される法主体である」と規定する。しかし、スタチュトリー・トラストも信託ではあるので、委託者が拠出する信託財産があり (スタチュトリー・トラストの成立時点、すなわち「信託の証書」の登録時にはなくてもよい)、信託財産を管理する受託者および信託から利益を受ける受益者がいる。ただ、

などが強行法として適用されるどころ、これらにスタチュトリー・トラストを認めてしまうと、これら強行法の適用を回避できることになるので適用でない、という理由が述べられている。しかし、説得的でない。これも対象に含めた上で、強行法ルールを適用すればよいだけだからである。自由を基本原則とするスタチュトリー・トラストの中に強行法が適用されるものが含まれると、信託の取引相手が注意しなければならないことが増え、取引の安全を害するというかもしれないが、統一モデル法は各種の規制のある公益信託は対象とするのであるから (統一モデル法の § 303 コメント)、やはり十分な理由になっていない。

38) スタチュトリー・トラストと他の事業体との合併などに関する USTEA Article 9 で使われる「法主体 (entity)」については、§ 901 (11) で定義されており、「法主体」に該当するのは、「会社 (business coprpration)」など法人格があるもののほかに、一般には法人格はないとされている「コモンロー・ビジネス・トラスト」も含まれている。そのことから、「法主体 (entity)」概念は「法人格 (legal capacity)」と同じではないことが分かる。しかし、最終的には、§ § 302, 304, 307 を総合的に判断して、本文に述べるように、スタチュトリー・トラストに「法人格」を認めてよいと考える。

一般の信託（コモンロー・トラスト）と異なり、「信託自体」に「独立の法主体性 separate legal entity」が認められる。2点ほど注意しておきたい。

1つは、信託に独立の法主体性（separate entity）が認められるということは、信託に「法人格（legal capacity）」を認めることまで意図しているのかである。デラウェアのビジネス・トラスト法は、「独立法主体（special legal entity）」という表現を用いているものの、それが「法人格」が有ることを意味するか否かがなお曖昧であったが、統一モデル法はこの点を明確にする意図があった（序文参照）³⁹⁾。「独立法主体」という表現こそ用いていないが、「§ 302（エンティティとしてのスタチュトリー・トラスト）：スタチュトリー・トラストは、受託者および受益者から区別された法主体である（A statutory trust is an entity distinct from its trustees and beneficial owners.）」という規定が置かれたのは、その趣旨である。また、これを受けて、§ 304（a）では、スタチュトリー・トラスト自身が「債務・義務・その他の責任（debt, obligation, other liability）」を負うと言っている（反面、受託者個人は「債務」を負わないことになる）。さらに、§ 307では、信託財産はスタチュトリー・トラスト自身の名義の財産となる（a statutory trust may hold or take title to property in its own name）としている。このような規定を見ると、統一モデル法のスタチュトリー・トラスト自身に「法人格」があると言ってもよさそうである⁴⁰⁾。

39) Rutledge & Ellisa O. Habbart, *The Uniform Statutory Trust Entity Act: A Review*, 65 *Bus.Lawyers*.1065 (2010) は、entity 概念は便宜的に使われるので、確たる内容がないとして、この概念に頼りすぎることに批判的である。なお、統一モデル法 § 102（10）「人（person）」の定義についての起草者のコメントのところで、スタチュトリー・トラストは juridical person であるという表現が用いられているが、起草者の意図はともかく、この表現だけでスタチュトリー・トラストが「法人」であるまでは断言できない。定義される「人」の中には、明らかに法人格のないパートナーシップや法人格なき非営利社団も含まれている。

40) スタチュトリー・トラスト自身に「法人格」が認められるというのは、「信託財産」自身に法人格があるというのとは異なり、ファイリングされた「○×信託」という抽象的

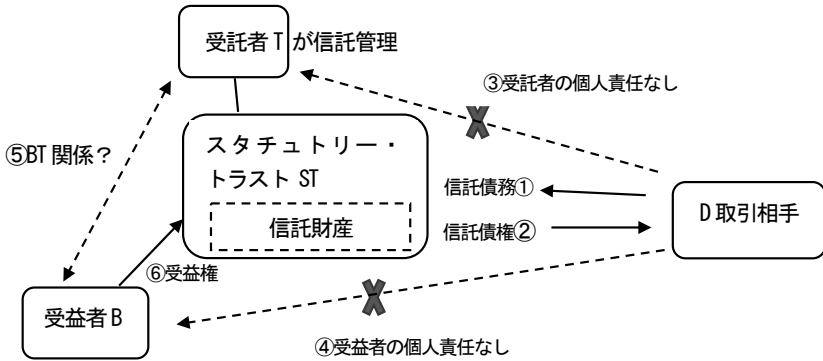
もう1つは、スタチュトリー・トラストを「独立の法主体 separate legal entity」とすることは、「会社 (corporation)」になることを意味するわけではない、ということである。単に独立の法主体として扱うということであり、統一モデル法が規定していない問題について、かつ、統括文書で定めがない場合に、どのような規律を適用するかは1つの重要問題であるが、「独立の法主体」ということだけからは何も導かれない。スタチュトリー・トラストは「非会社 unincorporation」であることを強調する見解もある⁴¹⁾。統一モデル法も、スタチュトリー・トラストはあくまで信託であり、法律（統一モデル法）が規定していない部分はコモンロー・トラスト法理が適用されるとしている（§ 105）。しかし、実態は会社に近い場合には、やはり会社法の法理が適用される可能性はあると考えられる。

(b) 独立法主体としての信託の法律関係

信託が設定された後は、信託自体に法主体性が認められるので、信託が対外的な取引の当事者となる（信託の名前で取引が行われる）。取引相手との関係で生じる「債務・義務・責任 (debt, obligation, liability)」は、スタチュトリー・トラスト自身の「債務・義務・責任」となる（§ 304 (a)）。受託者

な存在に法人格が与えられ、信託財産は「○×信託」の所有財産ということであろう。このように考えると、信託財産の存在は「○×信託」の法人格取得にとって必須ではないという説明ができる。いわば器だけの信託に法人格が与えられることになる。能見『法の世界における人と物の区別』（信山社、2022年）74頁以下で、物自体に法人格を与えるタイプ（自然自体の法人化において物は法主体の一部となる）と物とは別に法主体を作って物はその法主体の所有物となるタイプ（財団法人はこれだという）を比較しているが、スタチュトリー・トラストは、後者に近いが法人格付与の段階では物（財産）も不要という意味では第3のタイプがあることになろうか。

41) 統一モデル法完成前の論文であるが、Robert H. Sitkoff, Trust as Uncorporation: A Research Agenda, 2005 U.ILL.L. REV.31 (2005) は、ビジネス・トラストないしスタチュトリー・トラストの unincorporation として特徴を重視する。因みに、シットコフは、USTEA の起草委員の1人である。



個人はこれら「債務・義務・責任」を負わない (§ 304 (a))。スタチュートリー・トラストから求償を受ける形の間接的な責任もない (§ 304 (a))。信託債務について、受託者が個人責任を負わないこと (固有財産で責任を負わないこと) は、カリフォルニア州の信託法をはじめ⁴²⁾、多くの州のコモンロー・トラストの法理としてすでに認められているので、スタチュートリー・トラストないしビジネス・トラストに特有な法理ではない。ただ、その説明の仕方がコモンロー・トラストからは難しい。コモンロー・トラストでは、信託自体には法人格がないので、法的には受託者が「債務」を負うことになるが、その責任財産が信託財産に限定されると考えるのであろう。その意味で「受託者は個人的責任を負わない(a trustee is not personally liable)」となる⁴³⁾ (「債務」は負うが、「責任」財産が限定される)。これに対して、スタチュートリー・

42) California Probate Code, Chapter 1, Liability of Trustee to Third Persons, § 18000 (a) (1990年改正) は、受託者は「個人的責任を負わない (is not personally liable)」と規定している。

43) 「債務」は負うが「責任」は負わない受託者に対する裁判は、やはり受託者個人を相手にすることになろう。どのような判決になるのか調べていないが、給付判決が出るが、「責任を信託財産に限定する」ということになるのではないか。スタチュートリー・トラストのように、信託自体が債務を負い、受託者が「債務」を負わないとなると、信託自体に対する判決がなされることになる。

トラストでは、これをもう一步進めて、「債務」は信託自体が負い、受託者個人は「債務」も負わないという立場である。そこで、当然、信託財産が「責任」財産になる (§ 304 (b))。政策的には、あるいは理論的にも、独立の法主体であるスタチュトリー・トラストの責任財産の他に、受託者の固有財産による責任を認めることは可能であるが(受託者個人を保証人ないし固有財産を責任財産とする物上保証人と見る)、統一モデル法は、これを否定する立場である(但し、統括文書で、受託者の個人的責任=保証人的責任を肯定することは可能である)。

(c) 受益者の地位 (受益権は誰に対する権利か)

スタチュトリー・トラストにおいて、信託自体に法主体性が認められることとの関係で、受益権はどのように構成されるのか、受益権は誰に対するどのような権利かが問題となる。難しい論点を含んでおり、難問である。

第1に、受益権は誰に対する権利なのか。統一モデル法は、受益権が誰に対する権利であるかに言及することなく、§ 601 (a) で「スタチュトリー・トラストにおける受益権は人的財産権である (A beneficial interest in a statutory trust is personal property.)」と規定する。しかし、信託自体に法主体性が認められるので、受益権はスタチュトリー・トラストそのものに対する権利ということが前提となっているのであろう(受託者に対する権利ではない)。従って、受益者は信託そのものに対して人的財産権を有するということになる。ただ、これだけだと、信託財産が動産・債権などで構成されている場合に、これら信託財産を構成する財産に対する直接の権利があるように理解される余地がある(動産や債権についての権利は人的財産権になるから)。そこで、受益権は信託財産を構成する個々の財産に対する直接の権利ではないことを § 601 (b) が規定する。これにより、受益権はスタチュトリー・トラストという法主体に対する債権であることが明らかにされる。以上のような受益者の権利ないし地位は、信託財産に対する直接の権利がな

い点で組合とは異なる。株式会社の株主の地位に類似する。

このような受益権（受益債権）は、スタチュトリー・トラストに対する権利であるが、信託の管理者である受託者に対して請求することになるのである（受託者は信託の代理人）。なお、受益権は原則として譲渡性がある（§ 602 (b)）。

第2に、受益者は受託者に対して何等かの権利を有するか。受託者から見て、受託者は受益者に対して注意義務や信認義務を負うか。受益者は受託者に対しては受益権（受益債権）を有しないが、受益者と受託者の間で信認関係は認められるのか。受託者は、スタチュトリー・トラストに対しては、注意義務や忠実義務を負うのは当然だが、受益者に対する関係でも負うのか。スタチュトリー・トラストに法的主体性を認め、会社と同じように扱うとすると、会社の取締役が会社に対する関係では注意義務や忠実義務を負うが、株主に対する関係では当然には負わないのと同じように（取締役は会社に対する信認義務を負うことについては MBCA8.30 参照）、受託者もスタチュトリー・トラストに対してこれらの義務を負うだけで、受益者に対しては負わないことになりそうである。統一モデル法 § 504 (a) (b) は受託者の忠実義務と注意義務を規定するが、それは受益者に対する義務ではない。忠実義務は、「スタチュトリー・トラストのために最善利益を図るべき (to be in the best interests of the statutory trust)」義務としている。

第3に、受託者の義務違反による責任を受益者は追及できるか。受益者と受託者の間には直接の権利義務関係は生じないので、受益者は受託者の義務違反を理由として、受託者に対して損害賠償などの責任を追及することはできない（§ 609 のコメント）。受託者の義務違反で信託財産（スタチュトリー・トラスト）に損害が生じた場合には、スタチュトリー・トラストが受託者に対して損害賠償などの請求をすることになる（しかし、受託者が1人しかいないと、スタチュトリー・トラストを代理する者を選任する必要が生じる）。スタチュトリー・トラストが受託者の義務違反の責任を追及しない場合には、

受益者は代表訴訟（derivative action）で受託者の責任を追及することができる（§ 610）。また、それとは別に、スタチュトリー・トラストを管理・運営する受託者の行為などによって、受益者固有の損害（信託財産の損失補填でカバーできない損害）が受益者に生じた場合には、受益者はその固有損害の賠償を、スタチュトリー・トラストに対して直接請求（direct action）することができる（§ 609）。

(d) 信託財産に対する権利

信託財産はスタチュトリー・トラスト自体が所有する（§ 302 からの帰結）。そのことから2つのことが導かれる。1つは、信託財産の受託者・受益者の倒産からの隔離である。受託者の債権者は信託財産に掛かって行くことができず（§ 305）、受託者の倒産によって信託財産がその破産手続きに巻き込まれることはない。受益者の債権者も、信託財産に掛かっていくことができないし（§ 305）、受益者の倒産によって信託財産がそれに巻き込まれることもない。もう1つは、信託財産が信託債権者にとっての責任財産となることであり、また、信託自体が債務超過に陥った場合の信託の破産の可能性である。

第1の信託の倒産隔離について。受託者が倒産しても、信託財産は受託者の財産ではないから、受託者の倒産に巻き込まれないのは当然である。受益者の倒産や委託者の倒産からも信託財産は隔離される。受託者からの倒産隔離については、すでにコモンロー・トラストの場合にも認められており（第2次信託法リステイメント 307 条）、受託者として保有する信託財産については、受託者の倒産に巻き込まれることがないことを、連邦破産法 541 条 (d) は明確に規定している。信託財産の倒産隔離は、すでに伝統的な信託のもとで認められた信託の効果なのだから、スタチュトリー・トラストについても同様であり、改めて議論する必要はないであろう。個別執行については、信託債権者（取引上の債権）、受託者（費用償還請求権や報酬債権など）、受益者（受益者債権）は、それぞれ信託財産に対する債権を有する場合には、

その支払いを求めて信託財産に対して強制執行等もできるわけであるが、これらの債権者はどうであろうか。統一モデル法 305 条は、「受益者または受託者の債権者は、スタチュトリー・トラストの財産を差し押さえることができない (A creditor of a beneficial owner or trustee may not obtain possession of…the property of a statutory trust)」と規定しており、これら受託者・受益者の債権者からの信託財産に対する一切の権利を否定するような文言になっていることが問題となる。しかし、これは受託者・受益者の債権者が受託者・受益者に対する債権に基づいて信託財産に対して強制執行できないことを言っているだけであり (UTC § 507 と同じ)、受託者・受益者が信託財産に対して債権を有する場合に、この権利を差し押さえたり、これを代行行使することを否定するものではない⁴⁴⁾。

第 2 に、信託債権者としては信託財産に対する強制執行ができるわけであるが (§ 304 (b))、その 1 つ先の問題として、信託が債務超過に陥った場合に、信託の破産が認められるかという問題がある。信託自体に法人格がなく、受託者が個人的責任を負う場合には、信託が債務超過になっても、信託債権者は受託者に対して請求できるので、信託の破産によって債権者の平等弁済を図る必要は必ずしもないが (それでも、日本では破産法 244 条の 2 で信託財産の破産を認める)、受託者の個人責任がない場合には、信託債権者は信託財産だけが支払いに充てられる財産なので、信託が債務超過になったら信託を破産させることに意味がある。もっとも、アメリカのコモンロー・

44) *Protech Minerals, Inc. v. Dugout Team, LLC*, 2022 Del. LEXIS 267, 284 A.3d 369 は、デラウェアのスタチュトリー・トラストの受益者に対する債権者から受益権 (受益債権) の差し押さえがなされたのに対して、受益者が § 3805 (g) を援用して、受益者の債権者は信託財産にかかっていくことができないから受益権を差し押さえることもできないと主張したところ、裁判所は、受益者は信託財産に対する直接的な権利はないが、信託利益を享受できる受益債権が具体化していれば (配当の権利)、それを差し押さえることができるとした。なお、デラウェアのビジネス・トラスト法にも、同様の規定があり、議論されている。その議論については、Fenton & Mazie, *supra* note 26, § 19.4 を参照。

トラストでは、州によっては受託者の個人責任を否定したところもあるが、それでも連邦破産法は、コモンロー・トラストについては破産を認めず、「ビジネス・トラスト」についてだけ破産適格を認めている（連邦破産法1条(9)(a)(v)の定義から）。破産法によれば、破産適格（bankruptcy eligibility）があるのは、破産法でいう「人（person）」だけであるが（109条(d)）、「人」とされるのは、「自然人、パートナーシップ、コーポレーション（法人＝会社）」に限られる（信託は含まれない）。「ビジネス・トラスト」は「コーポレーション」の中に含まれる（破産法101条の定義）。コモンロー・トラストは、「コーポレーション」に含まれないので、破産手続きの対象とならない。そこで、どのような信託が破産法上の「ビジネス・トラスト」とされるかが問題となるが、破産法には何ら手がかりになる規定がなく、多くの紛争がある。

有名な事件としては、イースタン・エアライン設備信託事件（In re Secured Equip. Trust of E. Air Lines）がある⁴⁵⁾。航空機会社が5億ドルの資金調達のために、受託者となる銀行との間で本件信託設定を含む全体の枠組みについての合意をし、①受託者となる銀行が信託受益証券（trust certificate）を発行し（法律構成が不明な点があるが、航空機会社（委託者）と受託者の間で信託の設定を合意するものの、この時点ではまだ信託財産はない）、②受益証券を投資家に販売した代金を航空機会社に交付し、航空機会社は受益証券の担保となる航空機を受託者に引渡し（航空機は信託財産になる）、受託者はこれを担保として管理する。③受託者は、信託財産の管理方法として、航空機を航空機会社にリース・バックして、そのリース料を受け取り、これで証券購入者（保険会社などの投資家）に利息を支払い、償還

45) (1) 破産裁判所の決定、In re Secured Equip. Trust of E. Air Lines, (US Bankruptcy Court for the Southern District of New York, April 16,1993) , 153 BR.409; 24 Bankr. Ct.Dec.252、(2) ニューヨーク地方裁判所は、破産裁判所の決定を維持、(3) 控訴審は控訴を棄却。Shawmut Bank Conn. v. First Fidelity Bank (In re Secured Equip. Trust of E. Air Lines) , (US Court of Appeals for the Second Circuit June 30, 1994) , 38 F.3d 86.

期限には航空機会社が航空機を買い戻し、その代金が証券購入者への支払いに充てられるというものである。ここで使われる信託は、判決では担保目的の信託であるとされたが、受託者としては、航空機をリース・バックしたり、証券購入者への元利支払いのために信託財産である航空機を売却する権限がある。

その後、航空機会社が倒産し、証券購入者への支払いも困難になったので、一部の受益証券購入者（保険会社など）から（第1優先受益権、第2優先受益権、第3優先受益権に分かれているが、破産申立てをしたのは、第2と第3優先受益権を有する受益者）、連邦破産法11章に基づき、本件「信託」は破産法上の「ビジネス・トラスト」に該当するとして、「信託の破産」の申立てがなされた。これに対して、受託者は、本件「信託」は担保目的で財産を管理するだけで、信託財産でビジネスを行うものではないから、「ビジネス・トラスト」には該当しないとして、本件信託には破産適格がないとして争った（但し、第3優先受益権者の利益を代表する受託者 Shawmut Bank は、本件信託に破産適格があるとの立場を主張した）。破産裁判所は、破産法上の「ビジネス・トラスト」とは何らかの利益追求のビジネスを行う信託を言い、担保目的で財産を保管するだけの本件信託は「ビジネス・トラスト」に該当しないとした。ニューヨーク州の地方裁判所も、破産裁判所の決定を支持、控訴審も債権者（投資家）からの控訴を棄却した。

この判決に対する反応は様々であるが⁴⁶⁾、本件のような担保目的（本件で

46) Benjamin Weintraub & Alan N. Resnick, From the Bankruptcy Courts: Trust Created to Facilitate Secured Financing Held Ineligible for Bankruptcy Relief, 27 UCC L.J. 413 (1995) は、この種のファイナンスの仕組みを利用・運用する側は一般に債務者の倒産からは勿論、仕組み自体の倒産も回避したいと考えているという。但し、この判決はそのような業界の要望に配慮したのではなく、あくまで本件信託が事業をするものではなく、単に担保目的であることを理由に「ビジネス・トラスト」ではないとして連邦倒産法の倒産適格を否定したものである。従って、その他の資産流動化のスキームについて同じように倒産適格性を否定するかどうかは分からないという。

も担保目的物の航空機をリースすることで得られるリース料を受益者への元利返済に充てている)と資産流動化のための信託(流動化される債権や不動産からの収益で受益者=投資家に返済する)との差は、ほとんどない。この問題は、伝統的なコモンロー・トラストとは異なる法理を適用する「ビジネス・トラスト(ないしスタチュトリー・トラスト)」類型を考える場合に、その基準ないし境界線をどこに設定するかという問題に関連する。判例では⁴⁷⁾、いろいろ争われており、年金信託は「ビジネス・トラスト」ではないという判例がある一方、母親が娘のために収益受益権、娘が遺言で指定する者に元本受益権を与える無償の財産移転型の信託で、受託者である娘が信託財産であるショッピング・センターを用いて不動産投資をしている場合に、これを「ビジネス・トラスト」とした判例がある(キム信託事件)⁴⁸⁾。これら判例は、破産法の適用に関してではあるが、「ビジネス・トラスト」の境界線を引くのが困難であることを示している。この点は、「商事信託の法理」の可能性と適用範囲とも関連するので、後でもう1度検討する。ここでは、ビジネス・トラストの線引きが難しい問題であることを確認するにとどめておく。

以上は、コモンロー・トラストを用いたビジネス・トラストあるいはビジネス・トラストについての特別法によってビジネス・トラストが作られた場合についての、当該信託の破産適格の有無に関する問題である。次に、統一モデル法によってスタチュトリー・トラストが作られた場合に、それが破産適格を有するかを見ておく。現在のところ、統一モデル法を採用したのは、ワシントンDCだけのようであり(2010年)、紛争になったケースはないようである。これからの問題である。問題となるのは、統一モデル法が従来の

47) 判例については、Jared W.Speier, Clarifying the Business Trust in Bankruptcy: A Proposed Restatement Test, 43 Pepp. L. Rev.1080 et s. (2016)を参照。

48) In re Jin Suk Kim Trust, US Bankruptcy Court for the District of Maryland,464 B.R. 697.

連邦破産法上の「ビジネス・トラスト」の範囲を超えて、より広くスタチュトリー・トラストを認めるように思われる点である。統一モデル法は、「主に無償の財産移転目的」以外の全ての信託にスタチュトリー・トラストとなることを認める。そこで、資産流動化信託は勿論、年金信託、担保目的信託などが広く対象となる。その場合に、これまでの判例で「ビジネス・トラスト」であることを否定されたような信託が、信託の証書のファイリングによってスタチュトリー・トラストとなることで破産適格を有することになるのかである。スタチュトリー・トラストは、信託自体に法人格を認めるのと同じ法的扱いをする信託なので、そのような信託は、ビジネスないし商事的な活動を行なっているか否かにかかわらず、破産法上は法人＝会社（コーポレーション）と同じ扱いを受け、破産適格が認められるのではないかと思われる。信託財産だけが責任財産となり、受託者は債務も責任も負わないのであるから、スタチュトリー・トラストの破産適格を否定する理由はないのではないか。

(e) 受託者の注意義務・忠実義務の基準

受託者は、スタチュトリー・トラスト自体に対して注意義務・忠実義務を負うが（§ 504 (a) (b)）、その内容はコモンロー・トラストの場合と同じではない⁴⁹⁾。受託者の信認義務（注意義務と忠実義務）は信託のコア原理とされており、スタチュトリー・トラストも信託である以上は、その受託者が信認義務を負うことは当然であるとされているが、その内容は会社の取締役の注意義務・忠実義務に近い（§ 505、507）。では、伝統的なコモンロー・

49) 統一モデル法のコメントによれば、デラウェアのビジネス・トラスト法は、受託者の注意義務・忠実義務の基準に関しては、コモンロー・トラストの法理に委ねていたが（但し、統括文書でその責任を加重・軽減・免責できる）、統一モデル法は、この点のコモンロー・トラストの法理の適用を否定し、むしろ会社法における取締役の注意義務・忠実義務と同種の規定を設けることを選択したと述べている。

トラストの場合の注意義務・忠実義務とどこが異なるのか。

まず、注意義務に関しては（§ 504 (b)）、「同様な状況に置かれた者が適切であると考えることが合理的（a person in a similar position would reasonably believe appropriate under similar circumstances）」である場合には、注意義務を尽くしたとされる。これは、日本法における客観的過失と同じであり、日本法のもとでは、受託者と会社取締役とで違いはない。アメリカ法もほぼ同じである。コモンロー・トラストの受託者の注意義務と取締役の注意義務の間でも大きな違いはない。会社取締役の注意義務の判断基準には「経営判断原則」が適用されるとされるが、コモンロー・トラストでも「プルーデント・インヴェスター・ルール」が採用されてからは、少なくとも信託財産の運用・投資に関しては、会社法の注意義務と大きな違いはなくなった。

忠実義務に関しては、コモンロー・トラストでは、また UTC においても、「受益者利益専念原則 (sole interest rule)」であった (UTC § 802 (a))。この立場においては、自己取引などの行為は定型的に受益者ないし信託財産の利益を害するとして、利益相反行為として禁止され、取引内容が公正であるとの反証も認めない（適正価格の自己取引も取消し対象となる）(UTC § 802 (b))。これに対して、統一モデル法はスタチュトリー・トラストにおける受託者の忠実義務を「最善利益ルール the trustee reasonably believes to be in the best interests of the statutory trust」としている (§ 506 (a))⁵⁰。従って、受託者と信託財産との取引など（利益相反が推定される取引）は、当然に効力が否定されるのではなく、「公正 (fair)」であることが証明されれば許容される。その反証ができない場合にのみ取り消される (voidable) (§ 507 (b) (c))。いわゆる「フェア・ディーリング・ルール」

50) ラングバインの「最善利益ルール」とその影響については、姜雪蓮『信託における忠実義務の展開と機能』（信山社、2014年）335頁以下。

に依拠している⁵¹⁾。これは、会社の取締役の忠実義務について一般にとられている立場である（モデル会社法 MBCA）。モデル会社法は、§ 8.30 (a) で「最善利益ルール」が原則であることを定め、Subchapter F で「取締役の利益相反行為（director' s conflicting interest transactions）」を定義し（§ 8.60）、そのような利益相反行為についてのみ、それが公正であることが証明されない場合に、取消しの対象としている（MBCA § 8.61 (b) (3)）。その定義に該当しないその他の実質的な利益相反行為については、取消しを認めない。スタチュトリー・トラストの統一モデル法の方が柔軟な規定になっているが、基本的な考え方はこれと同じである。

(f) その他：信託の対外的取引ルール

その他にも、スタチュトリー・トラストにはコモンロー・トラストの法理と異なる内容の規律が適用される点が幾つかあるが、ここでは信託が対外取引をする際のルールについてのみ触れることにしたい。受託者が権限に違反して、信託財産を第三者に売却したような場合の扱いである。伝統的なコモンロー・トラストの法理は、善意有償取得者に対して受益者は信託違反を主張できない、というものであった。しかし、コモンロー・トラストにおいても、「善意」の証明責任については争いがあった。相手方が信託の存在を知っていた場合には、その権限を調査できるから、調査をしなかった場合には、受託者の権限の範囲について知っていたものと扱われるのか（悪意の擬制）。それとも、相手方に受託者の権限まで調査する義務はなく、権限違反を知らなければ、善意と扱ってよいか。州の裁判所によって異なり、争いがあっ

51) デラウェアのスタチュトリー・トラストの忠実義務の基準は、DBTA/DSTA には規定がなく、信託一般法が適用されるので「受益者利益専念原則」が適用されるが、統括文書で変更可能である（§ 3806 (c)）。もっとも、適正な取引であれば貸付、借入れなど信託との取引も許容される（§ 3806 (h)）。

た⁵²⁾。UTC § 1012 (a) は、取引相手の調査義務を否定し、現実に悪意であった場合にだけ、相手方の責任を認めた。統一モデル法は、この UTC の立場を採用した (USTEA § 504 (a) (b))。その結果、相手方悪意の場合にだけ、相手方は保護されない。

この場合に、相手方に対して誰がどのような手続きで責任を追及するのか。スタチュトリー・トラストに法主体性があるので、信託自身が返還請求などの主張をすることになる (実際には受託者が信託の管理者として請求する)。問題は、受益者が直接相手方に対して返還請求などができるかである。コモンロー・トラストでは、受益者は相手方に対して、当該財産を信託に戻すことを請求できるとされているが、スタチュトリー・トラストではどうか。統一モデル法は、受益者の直接請求は認めず、代表訴訟のみを認めるので、受託者がスタチュトリー・トラストの権利を行使しない場合には、代表訴訟を提起できることになる (§ 610)。なお、アメリカの会社における代表訴訟は、一般に、取締役の責任追及のほか、会社の第三者に対する権利行使にも使われる (MBCA § 7.40 以下)。ビジネス・トラストやスタチュトリー・トラストにおいても、同様に、受託者の責任追及と、信託の第三者への権利行使の両方に使われる。

(ウ) スタチュトリー・トラストの適用範囲

以上のようなスタチュトリー・トラストの内容を踏まえて、改めてスタチュトリー・トラストの適用範囲について考えて見よう。

デラウェア州のビジネス・トラスト法は、前述のように、「スタチュトリー・トラストとは、非法人 (非会社) の団体組織であり」、「財産が保管、管理、…投資、再投資など運用され、あるいは、ビジネスまたは営利目的の職業的活

52) 第2 信託法リステイトメント 296 条およびコメント参照。信託の証書のファイリングや登録の制度があるところでは、受託者の権限が公示され、相手方の悪意が推定ないし擬制されるとする州もある。

動が、受託者によってなされる」ものを言うとして定義して（§ 3801）、その適用範囲を制限しなかった。実際には、資産流動化目的⁵³⁾が多かったようであるが、REIT や集団投資目的の信託⁵⁴⁾（ミューチュアル・ファンドなど）に使われるほか、担保目的の信託や単なる財産管理目的の信託にも使われていた。単なる資産承継目的のエステイト・プランニングに使われていたかは不明であるが、同法の適用対象から排除されていない。デラウェア州の事例ではなく、カンサス州の事例であるが、撤回可能信託であっても（委託者死亡後は残余財産は公益信託に行くことになっていた）、信託がビジネスを行っているとしてビジネス・トラストとされた事例がある⁵⁵⁾（倒産法の適用が争点）。

他方で、ビジネス・トラストに関する制定法を有する州の中には、その適用対象を、信託の活動内容の観点から、ビジネスまたは営利の事業に限定するところもある。例えば、メリーランド州のビジネス・トラスト法は、1999年に先行するデラウェアのビジネス・トラスト法を範にほぼ同じ内容で制定された。デラウェアのビジネス・トラスト法 § 3801 と同じ文言が使われ、「管理等」および「事業等」を用いる信託で、州にファイリングされたものを言

53) いろいろな資産の流動化に信託が使われるが、特殊なものとして、学生向け奨学貸付債権の流動化をデラウェア・スタチュトリー・トラストでしたものがある。RBC Capital Mkts., LLC v. Educ. Loan Trust IV, 2016 Del. Super. LEXIS 93。

54) ミューチュアル・ファンドを設立する信託の例として、Rowan v. Infinity Q Capital Mgmt., LLC, 2022 Del. Ch. LEXIS 224。

55) In re John Q. Hammons Fall 2006, LLC, 573 B.R. 881 は、委託者が経営していたホテルなどを信託財産とする撤回可能信託を自己を受託者として設定し、委託者（兼受益者）の死亡後は、信託の債務などを清算した上で、残余財産は家族信託（これは名目的）と公益信託（こちらが主）を設定した上でそこに移転するというものであった。2013年に委託者が死亡し、後継受託者のもとで、大口債権者から本件信託に対して請求を受ける中、信託の後継受託者から破産申立てがなされた。これに対して、大口債権者は本件信託には破産適格がないと争ったが、本件信託はホテルの経営などビジネスを行っていることを理由に「ビジネス・トラスト」と認定され、破産適格が肯定された。

うとしていた (MD Code § 12-101)。このように「ビジネス・トラスト」とされる信託の範囲は法文上は広いのであるが、典型的な資産承継目的の家族信託は「ビジネス・トラスト」に含まれないという立場をメリーランドの判例はとっている⁵⁶⁾。但し、資産承継目的の家族信託であっても、受託者が信託財産を用いて活発に取引するものについては、「ビジネス・トラスト」として扱っている (前述したキム信託事件はメリーランドの事件)。ここまではデラウェア州のビジネス・トラスト法とほぼ同じであった。しかし、その後、統一モデル法 (2009 年) の影響を受けてか、2010 年にかなり大幅な改正がされた。法律の名称を「スタチュトリー・トラスト法」に変え、同時に、スタチュトリー・トラストの定義も、統一モデル法に近いものに変えた。すなわち、「スタチュトリー・トラスト」は、「いかなる目的でもよいが、合法的なビジネスを遂行するもの」であることとされた (§ 12-201) (保険業および銀行業は除外)。「ビジネス」とそうでないもの (典型的な家族信託) の区別を維持するという立場のように思われる。

以上に対して、統一モデル法 (USTEA) は、「無償の財産移転を主目的」とする信託を除外するものの (§ 303: A statutory trust may not have a predominantly donative purpose)、それ以外であればどのような内容の信託であってもよいという立場である。公益目的の信託も排除されない (§ 303 の起草者コメント)。起草者の序文によれば、エステイト・プランニングは除くが、それ以外は構わないという説明がされている⁵⁷⁾。「ビジネス」遂行目的の信託に限定するメリーランドのスタチュトリー・トラスト法に実質的には近いとも言えるが、信託の活動内容に着目するのではなく、「無償の財産

56) In re Mortgage Banking Trust US Bankruptcy Court for the District of Maryland, 2008 Bankr. LEXIS 2238 は、破産裁判所で連邦破産法の適用の可否を判断しているので、厳密にはメリーランドの州法におけるビジネス・トラストについての判断とは言えないが、典型的な家族信託について、破産法上の「ビジネス・トラスト」に該当しないとした。

57) USTEA, supra note 34, Prefatory note.

「無償の財産移転を主目的」とするか否か、すなわち受益権の無償取得を除外するという方法である点が異なる。

結局、スタチュトリー・トラストの適用範囲に関しては、無制限型（デラウェア型）と制限型があり、後者の制限型には、信託の活動内容によって区別するタイプ（メリーランド型）と、受益権の無償移転か否かによって区別するタイプ（統一モデル法型）がある。そのどちらが適当かは、スタチュトリー・トラストという制度を設けることの意義・目的、それをどのような信託について認めるかという法政策的な視点、適用範囲を限定する基準の有効性などにかかわるであろう。アメリカにおけるスタチュトリー・トラストがどのような方向を目指すかは今後を見守る必要がある。

（エ）スタチュトリー・トラストと商事信託の関係

スタチュトリー・トラスト（ビジネス・トラスト）と商事信託の法理との関係について整理しておきたい。スタチュトリー・トラストの適用範囲を制限する統一モデル法、すなわち、「無償の財産移転を主目的」とする信託と「それ以外の信託」の区別する考え方は、日本や中国で議論されているような「民事信託」と「商事信託」の類型に対応するのであろうか。適用範囲の観点からの検討と、そこで規律される法理の観点からの検討の両方が必要である。

第1に、適用範囲の観点。統一モデル法はその適用範囲を「無償の財産移転を主目的」としない信託に限定しているが、これは、受託者が信託財産を用いて行う活動の中身というよりは、信託の利益の享受の仕方に着目して、「無償の財産移転を主目的」とするものを除外するという考え方である。この基準についていえることは、まず、これは民事信託と商事信託の区別に対応するものではない、ということである。「無償の財産移転を主目的」とする信託は、民事信託の中の一部である（どのようなものが具体的にこれに該当するかは、後述のように明確でない）。起草者のコメントによれば、公益信託も適用除外ではなく、スタチュトリー・トラストとなることが認められ

る（§302のコメント）。また、この基準は、受託者の活動に着目しての線引きではなく、受益権の帰属が無償否かという点に着目するものであるが、実際の事例に当てはめると適用対象か否かの判断が難しい。

たとえば、エステート・プランニングでその最終目的は受益権の無償移転であっても、信託としては事業を行なっているような場合に、どう判断するのか（前述キム事件参照）。日本の遺言代用の生前信託の場合も、最終的には無償で受益権が家族などに移転するが、委託者の生存中は信託財産の管理・運用が中心であり、その中に賃貸不動産や事業用の財産が含まれていたり、投資目的の金融資産が含まれていると、それは「無償の財産移転が主目的」の信託なのか、判断が難しい。このように、「無償の財産移転が主目的」か否かで適用範囲を限定する方法は、信託の活動内容を考慮するのか否かが不明確であり、考慮するとするとどう考慮するのか明らかでないという意味で基準としては機能しにくい。

第2に、スタチュトリー・トラストに適用される規律が内容的に商事信託的な法理と言えるかである。統一モデル法が定める法理でコモンロー・トラストと異なるものには、以下のようなものがある。①信託の独立法主体性、②受託者の個人責任の排除、③信託運営に関与する受益者であってもその個人責任の排除（会社株主と同じ地位）、④受益権の債権性（アメリカのコモンロー・トラストでは物権説が有力）、受益権の原則譲渡性、⑤受益者の信託監督的権能のデフォルトでの排除（受託者の権限違反行為の取消権は受益者にない。但し、代表訴訟は可能）、⑥忠実義務違反の責任の軽減（定型的な利益相反行為についても「公正」取引であれば取消しの対象とならない）、⑦取引安全に配慮した取引ルール、⑧信託存続の永久性が原則で、信託の撤回や終了については、信託行為で定めた場合のみ認められる（信託行為で定めれば委託者の撤回権も認められる）。⑨信託の合併（§901条以下）、シリーズ信託（Series Trusts）（§401）などがある。これらの中には、商事か否かというよりも、（a）独立法主体性から導かれる法理（①②③⑧）。④

もそうか)、 (β) さらに信託的要素を薄めた会社会的な法理 (⑤⑦⑨)。⑥もそうか)、 (γ) 取引を活発にする信託 (商事) からくる法理 (⑥) などが混在している。 (α) (β) (γ) の3つの視点は重なるところがあるが、⑤などは信託の中身が商事的事から導けるわけではなく、信託が会社会的であることから正当化されるものであろう。また、独立法主体性から導びかれる①②③⑦などは、遺言代用生前信託においても、委託者生存中の信託財産の管理に際して、委託者が希望すれば認められておかしくない法理である。

このように見てくると、法理の側面からも、スタチュトリー・トラストには商事信託の法理がまとめられていると考えることも難しい (商事信託的な法理が含まれていることは確かであるが)。少なくとも、アメリカのスタチュトリー・トラストは、商事信託の法理も一部取り込みながら、しかし、主に、独立法主体性のある信託、会社型・法人型の信託のための法理をまとめたものということができるのではないかと思う。

このような会社型・法人型信託を類型化することの意味は、アメリカ、日本、中国の各国で異なる。それぞれのベースにある信託法がどのようなものかによっても異なってくる。日本の信託法のように、すでにかなり商事的な信託に配慮した信託法を有するところでは、これら商事信託法理を取り入れるために、会社型・法人型信託の類型を認めることの意味は大きくないが、受託者の個人責任の否定や、受益者の監督的権能の制限 (受益者の取消権の制限) などを認めたいというニーズがあるのであれば、その点に意味があるであろう (日本の信託法には一応限定責任信託がある)⁵⁸⁾。これに対して、商事信託的な規定を有しない中国の信託法のもとでは、会社型・法人型の信託類型を設けることで、同時に商事的な信託に適当な信託法理を導入することに意味があるかもしれない。

58) 限定責任信託は、信託自体に法人格を認めるものではなく、単に受託者の「責任」を限定するものである (信託法 216 条以下)。その適用範囲は商事信託に限定されない (「信託法改正要綱試案・補足説明」176 頁以下の甲案についての説明参照)。

5 まとめ——信託の類型化の意味について

本稿では、商事信託の類型を切り出そうとするときに、受託者が信託財産を用いて行なっている活動に着目するのがベストであるが、それでもその境界線を明確に引くことが困難であることを論証してきたつもりである。しかし、民事信託・商事信託の類型論の最大の問題は、信託が多様な目的で使われているときに、民事か商事か二分することが困難になっているという事情にあるのではないだろうか。前述3(4)で述べたように、二分することが困難というのは、2つの意味がある。

1つは、1つの信託の中に両方の要素が混じっている意味での二分困難である。たとえば、個人事業者が事業用の財産と個人用の財産を遺言代用生前信託で信託する場合に、受託者による事業用財産で事業活動が継続されるときは、この部分は商事的と言ってよいかもしれないが、個人用財産の管理の部分は民事的であろう。また、委託者死亡後の家族への受益権帰属は民事的であるとすると、委託者兼当初受益者との関係では商事的だが、受益権を無償取得する後継受益者との関係では民事的だということも生じる。1つの信託でも分解して適用法理を考えることも可能かもしれないが、なお1つの信託として見たときに、民事的な要素と商事的な要素の両方があるとすると、どちらかに性質決定することは不可能であろう。

もう1つは、社会福祉目的（年金信託もそうかもしれないが、特に目的信託）や公益目的の信託などは、上記の意味での区別困難もあるが、それ以上に、信託財産を用いる受託者の活動がそもそも私的な利益追求を目的としないために、商事とも民事とも言い切れない。仮に、公益信託で博物館を経営し、記念品の販売などの営業的な活動があったとしても、利益分配を目的としないので、これを商事信託と言ってよいかは、検討を要することであろう。また逆に、仮に、民事信託固有の法理があったとしても、これら

の信託にそれを適用するのは適当でない場合もあるかもしれない。まさに、民事・商事以外の「その他」の種類の信託があるということではないだろうか。

以上のように考えることができるのであれば、民事信託と商事信託の境界争いはもはや止揚（アウフヘーベン）されるべきではないだろうか。

（北京理工大学副教授）